介護サービス事業者等　自主点検シート　[令和７年４月版]

【地域密着型通所介護・第１号通所事業（相当通所型サービス・通所型サービスA）】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  | 運営法人名 |  |
| 事業所名 |  |  | 法人代表者名 |  |
| 管理者名 |  |  | 記入者名 |  |
| 所在地 | 志木市 |  | 記入年月日 |  |
| 電話番号 |  |  | e-mail |  |

　　志木市 福祉部 福祉監査室　　TEL： ０４８－４５６－５３６５（直通）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail： fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

|  |
| --- |
| 自主点検シートについて　・　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが、人員・設備・運営基準に適合しているかどうか、介護報酬の請求が算定要件を満たして適正に行われているかどうかなどについて、日常的に確認することが重要です。　・　この自主点検シートを活用して、事業所の運営状況について、毎年、定期的な点検をお願いします。　・　市が実地指導を行う際には、事前に事業所でこの自主点検シートを使って点検をいただき、実地指導の前に提出をお願いしています。当日は、このシートに沿って運営状況を確認しますので、事業所の方でもシートの写しを保管しておいてください。　・　「点検結果」欄は、該当する項目（いる・いない・非該当・適合・不適合）の□を■に、又は手書きの場合はチェックを入れてください。基準等に不適合の場合は、右枠の「不適合の場合：その状況・改善方法」欄に簡潔に記載してください。※「確認事項」欄の**ゴシック体**で書かれた部分は、**令和７年４月以降**の留意事項の部分です。※「根拠法令等」欄の説明（条及び項の番号（第○条第○項）等の表記に当たり、「第」の表記は省略しています。）　　　　法　：　介護保険法　　　規則　：　介護保険法施行規則　　　基準　：　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号) 　基準通知　：　指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）　　　条例　：　志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第18号）　　　費用　：　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）　費用通知　：　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）［第１号通所事業に係る根拠法令等の記載は省略していますが、関係規定は次のとおりです。］　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年規則第11号）　・　平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防通所介護に係る基準　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業指定相当訪問型サービス及び指定相当通所型サービスの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業指定訪問型サービスＡ及び指定通所型サービスＡの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程　・　志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年告示第77号）　・　地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知の別紙）の別添１に定める費用の単位　　　（別添１に掲げる他は平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずる。） |

　　（目次）　　　　　　　　※【療養】【共生】【相当・A】の点検項目で共通する項目については、【療養】【共生】【相当・A】の表記は省略

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１　一般原則・基本方針 |  | 38　【共生】運営に関する技術的支援 | 29 |
|  1　一般原則 | 3 |  | 39　【共生】その他の留意事項 | 29 |
|  2　基本方針 | 3 |  | 40　【療養】緊急時対応医療機関 | 30 |
| 第２　人員基準 |  | 41　【療養】安全・サービス提供管理委員会の設置 | 30 |
| 　　用語の定義 | 4 |  | 第５　相当通所型サービス、通所型サービスＡの支援基準 |
| 　　従業者の員数 | 4 |  |  1　基本取扱方針 | 31 |
| 　　みなし規定 | 5 |  |  2　具体的取扱方針 | 31 |
|  1　生活相談員 | 5 |  |  3　サービスの提供に当たっての留意点 | 32 |
|  2　看護職員 | 6 |  |  4　安全管理体制等の確保 | 32 |
|  3　介護職員 | 6 |  | 第６　介護報酬 |
|  4　機能訓練指導員 | 7 |  |  1　基本的事項 | 33 |
|  5　【療養】療養通所介護従業者 | 7 |  |  2　サービス種類相互の算定関係 | 33 |
|  6　管理者 | 8 |  |  3　認知症高齢者の日常生活自立度の決定方法 | 34 |
|  7　【共生】従業者・管理者 | 8 |  |  4　地域密着型通所介護費 | 34 |
| 第３　設備基準 |  |  5　所要時間による区分の取扱い | 34 |
| 　　みなし規定 | 9 |  |  6　【相当・A】基本となるサービス事業費 | 35 |
|  1　設備及び備品等 | 9 |  | 7　高齢者虐待防止減算 | 36 |
|  2　食堂及び機能訓練室 | 9 |  | 8　業務継続計画未策定減算 | 37 |
|  3　相談室 | 10 |  | 9　定員超過減算・人員基準欠如減算 | 37 |
|  4　【療養】【共生】設備基準 | 10 |  | 10　２時間以上３時間未満の取扱い | 38 |
| 第４　運営基準 |  | 11　感染症又は災害の発生による利用者数の減少による対応 | 39 |
|  1　内容及び手続の説明及び同意 | 11 |  | 12　延長加算 | 39 |
|  2　提供拒否の禁止 | 11 |  | 13　【共生】共生型地域密着型通所介護を行う場合 | 39 |
|  3　サービス提供困難時の対応 | 11 |  | 14　【共生】生活相談員配置等加算 | 39 |
|  4　受給（利用）資格等の確認 | 11 |  | 15　入浴介助加算 | 40 |
|  5　要介護（要支援）認定の申請等に係る援助 | 11 |  | 16　中重度ケア体制加算 | 41 |
|  6　心身の状況等の把握 | 11 |  | 17　生活機能向上連携加算 | 42 |
|  7　居宅介護（介護予防）支援事業者等との連携 | 12 |  | 18　個別機能訓練加算 | 43 |
|  8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 12 |  | 19　ＡＤＬ維持等加算 | 47 |
|  8　第１号事業支給費の支給を受けるための援助 | 12 |  | 20　認知症加算 | 48 |
|  9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 12 |  | 21　若年性認知症利用者受入加算 | 49 |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | 12 |  | 22　栄養アセスメント加算 | 49 |
| 11　サービスの提供の記録 | 13 |  | 23　栄養改善加算 | 50 |
| 12　利用料等の受領 | 13 |  | 24　口腔・栄養スクリーニング加算 | 52 |
| 13　保険給付の請求のための証明書の交付 | 14 |  | 25　口腔機能向上加算 | 54 |
| 14　地域密着型通所介護の基本取扱方針 | 14 |  | 26　科学的介護推進体制加算 | 55 |
| 15　地域密着型通所介護の具体的取扱方針 | 14 |  | 27　同一建物に居住する利用者等の取扱い | 56 |
| 15　【療養】療養通所介護の具体的取扱方針 | 15 |  | 28　送迎を行わない場合 | 56 |
| 16　地域密着型通所介護計画の作成 | 16 |  | 29　サービス提供体制強化加算 | 56 |
| 16　【療養】療養通所介護計画の作成 | 16 |  | 30　介護職員処遇改善加算 | 58 |
| 17　高齢者虐待の防止 | 17 |  | 【療養】1　基本的事項 | 60 |
| 18　介護職員等による喀痰吸引等 | 18 |  |  2　療養通所介護費 | 60 |
| 19　利用者に関する市町村への通知 | 19 |  | 　　　 3　短期利用療養通所介護費 | 61 |
| 20　緊急時等の対応 | 19 |  | 　　　 4　重傷者ケア体制加算 | 61 |
| 21　管理者の責務 | 19 |  | 【相当・A】 1　生活機能向上グループ活動加算 | 62 |
| 22　運営規程 | 20 |  | 　　　　　2　一体的サービス提供加算 | 63 |
| 23　勤務体制の確保等 | 21 |  | 第７　その他 |
| 24　業務継続計画の策定等 | 22 |  |  1　変更の届出 | 64 |
| 25　定員の遵守 | 23 |  |  2　介護サービス情報の公表 | 64 |
| 26　非常災害対策 | 23 |  |  3　法令遵守等の業務管理体制整備 | 64 |
| 27　衛生管理等 | 24 |  |  |  |
| 28　掲示 | 25 |  |  |  |
| 29　秘密保持等 | 25 |  |  |  |
| 30　広告 | 26 |  |  |  |
| 31　利益供与の禁止 | 26 |  |  |  |
| 32　苦情処理 | 26 |  | ※以下の加算は省略 |  |
| 33　地域との連携 | 26 |  | 　・中山間地域等居住者サービス提供加算 |  |
| 34　事故発生時の対応 | 27  |   |  |  |
| 35　会計の区分36　記録の整備 | 2828 |
| 37　電磁的記録の整備 | 28 |
| **┌**該当する種別の□を■に又はチェックを入れてください。 | 点検する項目 ： 【共通】と記載された項目**＋**下記の項目 |
| □ 地域密着型通所介護事業所 | 【密着】と記載された項目 |
| □ 療養通所介護事業所※　難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とするもの | 【療養】と記載された項目　原則として、「地域密着型通所介護」を「療養通所介護」に読み替えて点検してください。 |
| □ 共生型地域密着型通所介護事業所 (平成30年度改正で創設)※　障害福祉制度の生活介護、自立訓練等の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして基準が創設されたもの | 【共生】と記載された項目　原則として、「地域密着型通所介護」を「共生型地域密着型通所介護」に読み替えて点検してください。 |
| 　介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業の指定を併せて受け、かつ同一の事業所で一体的に運営している場合　□ ① 相当通所型サービス　□ ② 通所型サービスA（旧介護予防通所介護の基準を　　　 緩和した基準に従った通所サービス） | 【相当】（左記の①）、【A】（左記の②）と記載された項目　原則として、「地域密着型通所介護」を「相当通所型サービス」又は「通所型サービスA」に読み替えて点検してください。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **点検項目****根拠法令等** | **確認事項** | **点検結果** | **不適合の場合：その状況・改善方法** |
| 第１　一般原則・基本方針 |
| 【共通】1 一般原則基準3条条例3条基準通知31　4(1) | 1)　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業 | □いる□いない |  |
| 　者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 |
| 3)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整　備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の | □いる□いない |  |
| 　措置を講じていますか。 |
| 4)　地域密着型通所介護を提供するに当たっては、法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域密着型通所介護を行うに当たっては、法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。※　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。） |
| 【密着・共生】2 基本方針基準19条条例59条の2 | 　　地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有す | □いる□いない |  |
| 　る能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 |
| 【療養】2 基本方針基準39条条例59条の22 | 1)　療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能 | □いる□いない |  |
| 　力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。 |
| 2)　療養通所介護事業者は、療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 【相当・A】2 基本方針 | 　　通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日 | □いる□いない |  |
| 　常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 |

|  |
| --- |
| 第２　人員基準 |
| 用語の定義基準通知22 | ※「常勤」　　当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、１の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。　また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法65条に規定する産前産後休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法2条1号に規定する育児休業、同条2号に規定する介護休業、同法23条2項又は24条1項に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。 |
| ※「専ら従事する」「専ら提供に当たる」　　原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間（通所介護については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従事者の常勤・非常勤の別を問わない。 |
| 　（ただし、通所介護については、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りる。） |
| ※　常勤換算方法　　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。　　この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者と認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者の勤務延時間数には、小規模多機能型居宅介護事業所の介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなる。　　ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとして、１として取り扱うことを可能とする。 |
| ※　勤務延時間数　　勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。　　なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。 |
| 従業者の員数基準通知3 2の2　1(1) | ※　地域密着型通所介護の「単位」とは、同時に、一体的に提供される地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合は、２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。　　①　地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた２つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合　　②　午前と午後とで別の利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合※　利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して地域密着型通所介護を行うことも可能である。　　なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。※　８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。 |
| ※　「生活相談員」、「介護職員」及び利用定員が１０人以下である場合の「看護職員又は介護職員」の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わない。 |
| ※　「利用者の数」又は「利用定員」は、単位ごとの地域密着型通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。　　従って、例えば、１日のうちの午前の提供時間帯に利用者１０人に対して地域密着型通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者１０人に対して地域密着型通所介護を提供する場合であって、それぞれの地域密着型通所介護の定員が１０人である場合には、当該事業所の利用定員は１０人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者１０人に応じた数ということとなり、人員算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。 |
| ※　同一事業所で複数の単位の地域密着型通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。 |
| 【密着・相当・A】みなし規定基準20条8項条例59条の3 8項通所型サービスAの基準を定める市の規程 5条7項 | ※　地域密着型通所介護事業者が第１号通所事業者（相当通所型サービスに限る。）の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、地域密着型通所介護事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。※　通所型サービスA事業者が通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は相当通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、通所介護事業、地域密着型通所介護又は相当通所型サービスの人員に関する基準を満たすことをもって、通所型サービスA事業の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。※　相当通所型サービス事業者についても、旧介護予防通所介護に係る基準で、同様のみなし規定がある。 |
| 【密着・相当・A】1 生活相談員基準20条条例59条の3基準通知32の2　1(2) | 1)　地域密着型通所介護の提供日ごとに、次のとおり、当該地域密着型通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる生活相談員を１人以上配置していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　　　地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数　 　────────────────────────────────────　≧　１　　 　　　　　　地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数（提供時間数）　  |
| 2)　生活相談員又は介護職員のうち１人以上を常勤としていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　生活相談員の要件（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第５条第２項に定める生活相談員に準ずるもの）　　1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者　　　　①　大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者　　　　②　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者　　　　③　社会福祉士　　　　④　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者　　　　⑤　①から④と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの　　　　　　（精神保健福祉士、大学において法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）　　2) これと同等以上の能力を有すると認められる者 （介護支援専門員、介護福祉士）※　生活相談員は、地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり提供時間数に応じた配置が必要になる。　　 提供時間数：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）　　[確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式］　提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝ 提供時間数　　例えば、１単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を６時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である６時間で除して得た数が１以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず６時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。　　例えば、午前９時から正午、午後１時から午後６時の２単位の地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前９時から午後６時（正午から午後１時までを除く）となり、提供時間数は８時間となることから、従業者の員数にかかわらず８時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。※　地域密着型通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、地域密着型通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利 |
| 用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。　　ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。※　生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。 |
| 【密着・相当】2 看護職員基準20条条例59条の3基準通知32の2　1(1) | 　　地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）を１人以上配置していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| （利用定員が１０人以下の場合には、この規定は適用されません。） |
| ※　看護職員については、事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。　①　事業所の従業者により確保する場合　　　提供時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。　②　病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合　　　看護職員が事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。※　なお、①及び②における「密接かつ適切な連携」とは、事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。この場合、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。 |
| 【密着・相当・A】3 介護職員基準20条条例59条の3基準通知32の2　1(1) | 1)　地域密着型通所介護の単位ごとに、下記のとおり、当該地域密着型通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該地域密 | □いる□いない |  |
| 　着型通所介護の提供に当たる介護職員（利用定員が１０人以下の場合には、看護職員又は介護職員）を配置していますか。 |
| 　　①利用者の数が１５人まで　　　　　地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数　　　　　　 　────────────────────────────────　≧　１　（１人以上）　　　　　　　　　地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）　　　　　　　　②利用者の数が１６人以上　　　　　地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数　　　　利用者の数－１５　　 　────────────────────────────────　≧　─────── ＋１　　　　　　　　　地域密着型通所介護を提供している時間数（提供単位時間数）　　　　　　　　　　　　５ |
|  | ※「利用者」　・　地域密着型通所介護事業者が、第１号通所事業者（相当通所型サービスに限る。)の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 （基準 20条1項3号）　・　通所型サービスA事業者が、通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は相当通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、それぞれの事業の利用者を含める。 （通所型サービスAの基準を定める市の規程 5条1項2号）※　介護職員は、地域密着型通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。　　 提供時間数：当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）　　[確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式］　　　　・利用者数１５人まで　　　　　　　単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝ 平均提供時間数　　　　・利用者数１６人以上　　　　　　　単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝（（利用者数－１５）÷５＋１）×平均提供時間数　　　　※平均提供時間数 ＝ 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数　　例えば、利用者数１８人、提供時間数を５時間とした場合、（１８－１５）÷５＋１＝１．６となり、５時間の勤務時間数を１．６名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、５×１．６＝８時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。　　（利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例：　基準通知の別表１を参照） |
| 2)　生活相談員又は介護職員のうち１人以上を常勤としていますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　地域密着型通所介護の単位ごとに、介護職員(利用定員が　１０人以下の場合には、看護職員又は介護職員)を、常時１人以上従事させていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　介護職員は、地域密着型通所介護の単位ごとに常時１名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時１名以上が確保されるよう配置を行う必要がある。※　介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるとされたことから、例えば複数の単位の地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に１名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。 |
| 【密着・相当・A】4 機能訓練指導員基準20条条例59条の3基準通知32の2　1(3) | 　　機能訓練指導員を１人以上配置していますか。**●資格：** | □いる□いない |  |
| ※　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができる。※　機能訓練指導員（訓練を行う能力を有する者）の資格　　　　①理学療法士、　②作業療法士、　③言語聴覚士、　④看護職員、　⑤柔道整復師、　　　　⑥あん摩マッサージ指圧師、　⑦はり師、　⑧きゅう師　　　　 注）　⑦はり師、⑧きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ　　　　　　 　指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。※　利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 |
| 【療養】5 療養通所介護従業者基準40条条例59条の23基準通知32の2　5(2) | 1)　療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下「療養通所介護従業者」という。)を、利用者の数が１．５に | □いる□いない |  |
| 　対し、提供時間帯を通じて専ら当該療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が１以上確保されるために必要と認められる数以上配置していますか。 |
| ※　療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員の員数は、利用者２人の場合は１．３人以上、３人の場合は２人以上、５人の場合は３．３人以上を確保することが必要であり、このような体制が確保できるよう職員配置することとする。　　なお、小数点以下の端数が生じる場合があるが、これはサービス提供時間のうち職員が専従するべき時間の割合を示したものである |
| 2)　療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら療養通所介護の職務に従事する者としていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　常勤の看護師は、専ら療養通所介護の職務に従事する者を１人以上確保することとされているが、複数の看護師が交代で従事することにより必要数を確保することも認められる。 |
|  | 　　ただし、利用者がサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要な状態であることから、同一の看護師ができるだけ長時間継続して利用者の状態を観察することが望ましく、従事する看護師が頻回に交代する体制は望ましくない。※　療養通所介護計画に位置付けられた内容の療養通所介護を行うのに要する時間が異なる利用者が同一の日に混在する場合、必要な療養通所介護従業者の員数は、利用者ごとの利用時間数の合計値を１．５で除して得られる数以上の時間勤務するのに必要と認められる数以上となる。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【密着・相当・A】6 管理者基準21条条例59条の4基準通知32の2　1(4) | 　　事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤（【A】は常勤でなくても構わない）の管理者を置いていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　ただし、地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされています。　●**兼務の有無：　□有、□無**　●**兼務の状況：　事業所名**：　　　　　　　　　　**職名**：　　　　　　**１週当たりの勤務時間数**：　　時間 |
| ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。　　なお、管理者は、地域密着型通所介護従事者である必要はないものである。　　①　当該域密着型通所介護事業所の地域密着型通所介護従事者としての職務に従事する場合　　②　同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。） |
| 【療養】6 管理者基準40条の2条例59条の24基準通知32の2　5(2) | 1)　事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　ただし、療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされています。　●**兼務の有無：　□有、□無**　●**兼務の状況：　事業所名**：　　　　　　　　　　**職名**：　　　　　　**１週当たりの勤務時間数**：　　時間 |
| ※　以下の場合であって、当該療養通所介護の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。　　①　当該療養通所介護の看護職員としての職務に従事する場合　　②　訪問看護ステーションなど他の事業所、施設等が同一敷地内にある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。） |
| 2)　管理者は看護師であって、適切な療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　管理者は、管理者としてふさわしいと認められる看護師であって、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後２年を経過しないものに該当しないものである。※　管理者は、訪問看護に従事した経験のある者でなければならない。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。 |
| 【共生】7 従業者・管理者基準37条の2条例59条の20の2基準通知32の2　4(1) | （従業者）1)　生活介護事業所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所、児 | □いる□いない |  |
| 　童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所(以下「生活介護事業所等」という。)の従業者の員数を、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該生活介護事業所等として必要とされる数以上配置していますか。 |
| ※　生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型地域密着型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分５とみなして計算すること。 |
| （管理者）2)　事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置い | □いる□いない |  |
| 　ていますか。 |
| ※　地域密着型通所介護の場合と同趣旨であるため、上記「【密着・相当・A】6 管理者」を参照のこと。※　共生型地域密着型通所介護事業所の管理者と生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。 |
| ※　共生型地域密着型通所介護は、障害福祉制度での指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定地域密着型通所介護をいう。※　共生型地域密着型通所介護事業所が満たすべき人員基準は、上記のとおりである。 |

|  |
| --- |
| 第３　設備基準 |
| 【密着・相当・A】みなし規定基準22条5項条例59条の5 5項通所型サービスAの基準を定める市の規程 7条5項 | ※　地域密着型通所介護事業者が第１号通所事業者（相当通所型サービスに限る。）の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、地域密着型通所介護事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。※　通所型サービスA事業者が通所介護事業者、地域密着型通所介護事業者又は相当通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、通所介護事業、地域密着型通所介護又は相当通所型サービスの設備に関する基準を満たすことをもって、通所型サービスA事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。※　相当通所型サービス事業者についても、旧介護予防通所介護に係る基準で、同様のみなし規定がある。 |
| 【密着・相当・A】1 設備及び備品等基準22条条例59条の5基準通知32の2　2（以下同じ） | 1)　食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに地域密 | □いる□いない |  |
| 　着型通所介護の提供に必要なその他の設備・備品等を備えていますか。2)　設備は、専ら当該地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。ただし、利用者に対する地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。 |
| ※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。※　地域密着型通所介護事業所と居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。※　玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。※　設備を共用する場合、基準（以下「26 衛生管理等」）において、地域密着型通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。 |
| 【密着・相当・A】2 食堂及び機能訓練室 | 　　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３㎡に利用定員（単位ごとの利用定員で、当該事業所において同時に地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を | □いる□いない |  |
| 　乗じて得た面積以上となっていますか。　　ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合には、同一の場所とすることができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **●食堂及び機能訓練室の合計面積 （届出上）** |  | **㎡** |
| **●基準上の必要面積　３㎡ × 利用定員の合計（ ①＋② ）** |  | **＝** |  | **㎡** |
|  | **利用定員** | **①地域密着型通所介護** |  | **人** |  |
| 相当通所型サービス |
| **②通所型サービスA** |  | **人** |

 |
| ※　食堂及び機能訓練室については、地域密着型通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。　　ただし、地域密着型通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。※　地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と、地域密着型通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。　　①　当該部屋等において、地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等と通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。　　②　地域密着型通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、地域密着型通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。※　通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×３㎡以上確保する必要がある。（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成27年8月19日版　問14　厚生労働省 |
| 【密着・相当・A】3 相談室 | 　　相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。 | □いる□いない |  |

○　地域密着型通所介護の提供に必要な設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合は、「【共通】37 宿泊サービスの提供」を点検のこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【療養】4 設備基準基準40条の3,40条の4条例59条の25,59条の26基準通知32の2　5(3) | 1)　利用定員(当該療養通所介護事業所において同時に療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は１８人以下となっていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに療養通所介護の提供に必要な設備・備品等を備えていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　設備は、専ら当該療養通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。ただし、利用者に対する療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではありません。 |
| ※　「療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋」とは、利用者の状態を勘案して判断されるものであるが、利用者ごとの部屋の設置を求めるものではない。※　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。※　療養通所介護を行う設備は専用でなければならないが、当該サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。　　例えば、利用者以外の者（重症心身障害児等）をサービス提供に支障のない範囲で受け入れることが可能である。ただしこの場合、利用者以外の者も利用者とみなして人員及び設備の基準を満たさなければならない。具体的には、利用定員を９人として定めている場合には、利用者７人、利用者以外の者２人であれば、療養通所介護従業者の員数は、提供時間帯を通じて６人を確保するために必要な数とするとともに、利用者の数はすでに９人とみなされていることから、これを上限としなければならない。 |
| 3)　「療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋」の面積は、６．４㎡に利用定員を乗じた面積以上となっていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　専用の部屋の面積は、利用者１人につき６．４㎡以上であって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮へいされていること。 |
| 4)　宿泊サービスを提供する場合は、p27～28の「【共通】36 宿泊サービスの提供」を点検のこと。 |
| 【共生】4 設備基準基準通知32の2　4(2) | 1)　指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。　　なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要である。 |

|  |
| --- |
| 第４　運営基準 |
| 【共通】1 内容及び手続の説明及び同意基準3条の7,40条の5条例9条,59条の27基準通知31　4(2),2の2　5(4) | 　　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する | □いる□いない |  |
| 　と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。　　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、一定の電磁的方法により提供することができるとされています。 |
| ※　重要事項　　①運営規程の概要　　②従業者の勤務体制　　③事故発生時の対応　　④苦情処理の体制　　⑤【密着・共生】提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、　　　　　　　　 実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　　　 　[補足]自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要があるため（「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」平成30年3月26日厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知）　　⑥【療養】利用者ごとに定めた緊急時等の対応策　　⑦【療養】主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制※　同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書等）によって確認することが望ましい。 |
| 【共通】2 提供拒否の禁止基準3条の8条例10条基準通知31　4(3) | 　　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | □いる□いない |  |
| ※　特に、要介護度（【相当・A】要支援度）や所得の多寡を理由にサービス提供の拒否を禁止するものである。※　サービスの提供を拒否できる場合の正当な理由　　①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　　②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　③その他利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合 |
| 【共通】3 サービス提供困難時の対応基準3条の9条例11条 | 　　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（【相当・A】介護予防支 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　援事業者又は介護予防支援事業の委託を受けた地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。））への連絡、適当な他の地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 |
| 【共通】4 受給資格（【相当・A】 利用資格）等の確認基準3条の10条例12条 | 1)　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護 | □いる□いない |  |
| 　認定の有効期間（【相当・A】要支援認定又は事業対象者の該当（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定等の有効期間）を確かめていますか。 |
| 2)　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【共通】5 要介護認定（【相当・A】 要支援認定）の申請等に係る援助基準3条11条例13条 | 1)　サービス提供の開始に際し、要介護認定（【相当・A】要支援認定等）を受けていない利用申込者については、要介護認定　（【相当・A】要支援認定等）の申請が既に行われているかどう | □いる□いない□非該当 |  |
| 　かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 |
| 2)　居宅介護支援（【相当・A】介護予防支援又は第１号介護予防支援事業）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定（【相当・A】要支援認定等） | □いる□いない□非該当 |  |
| 　の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定（【相当・A】要支援認定等）の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 |
| 【共通】6 心身の状況等の把握基準23条,40条の6条例14条,59条の28 | 1)　サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者（【相当・A】介護予防支援事業者等）が開催するサービス | □いる□いない |  |
| 　担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 |
| 【療養】2)　体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業 | □いる□いない |  |
| 　等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。 |
| 【共通】7 居宅介護支援事業者等（【相当・A】 介護予防支援 事業者等）との連携基準3条の13,40条の7条例15条,59条の29基準通知31　4(7),2の2 5(4) | 1)　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者（【相当・A】介護予防支援事業者等）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（【相当・A】介護予防支援事業者等）に対する情報の | □いる□いない |  |
| 　提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 |
| 【療養】3)　療養通所介護事業者は、利用者に対する療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議にお | □いる□いない |  |
| 　いて検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めていますか。 |
| ※　療養通所介護は、サービス提供に当たって常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続き当該療養通所介護を利用することが適切かどうか、主治の医師を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要であり、そのため、当該事業者は、サービス提供等を通して得た利用者の心身の状態等必要な情報を当該利用者に係る居宅介護支援事業者に提供するよう努めなければならない。 |
| 【療養】4)　療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に | □いる□いない |  |
| 　対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めていますか。 |
| 【密着・共生・療養】8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助基準3条の14条例16条 | 　　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号（代理受領の要件）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス | □いる□いない□非該当 |  |
| 　計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。　　また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 |
| 【相当・A】8 第１号事業支給費の支給を受けるための援助 | 　　サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防・生活支援サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「介護予防・生活支援サービス計画等」という。）の作成の届出を行ってい | □いる□いない□非該当 |  |
| 　ない等、第１号事業を利用する要件を満たしていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防・生活支援サービス計画等の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明していますか。　　また、介護予防支援事業者等に関する情報を提供すること、その他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。 |
| 【共通】9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供基準3条の15条例17条 | 　　居宅サービス計画（【相当・A】介護予防・生活支援サービス計画等）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 | □いる□いない |  |
| 【共通】**10** 居宅サービス計画等の変更の援助基準3条の16条例18条基準通知31　4(10) | 　　利用者が居宅サービス計画（【相当・A】介護予防・生活支援サービス計画等）の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（【相当・A】介護予防支援事業者等）への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、地域密着型通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならない。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【共通】11　サービスの提供の記録基準3条の18条例20条基準通知31　4(12) | 1)　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費（【相 | □いる□いない |  |
| 　当・A】第１号事業支給費）の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画（【相当・A】介護予防・生活支援サービス計画等）を記載した書面又はこれに準ずる書面（サービス提供票等）に記載していますか。 |
| ※　利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするため、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス提供票等に記載しなければならない。※　記載すべき事項　　①サービスの提供日、②サービスの内容、③保険給付の額、④その他必要な事項 |
|  | 2)　サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、 | □いる□いない |  |
| 　サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。 |
| ※　「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、２年間保存しなければならない。 |
| 【共通】12　利用料等の受領基準24条条例21条基準通知31　4(13) | 1)　法定代理受領サービスに該当する地域密着型通所介護についての利用者負担として、利用申込者の介護保険負担割合証で　その負担割合を確認し、地域密着型介護サービス費用基準額の | □いる□いない |  |
| 　１割、２割又は３割（法の規定により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。 |
| 2)　法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じない | □いる□いない |  |
| 　ようにしていますか。 |
| ※　保険給付が償還払いとなる場合と代理受領がなされる場合の間で、一方の経費が他方へ転換等されることがないよう、不合理な差額を設けてはならない。※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる地域密着型通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。　　①　利用者に、当該事業が地域密着型通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。　　②　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、地域密着型通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。　　③　会計が地域密着型通所介護の事業の会計と区分していること。※　介護保険の通所介護と保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いは、p29～31を点検のこと。 |
| 3)　1)、2)の支払を受けるほか、次の費用の支払いを利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。　　①　利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　　に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用　　②　【密着・共生】通常要する時間を超える地域密着型通所介護であって、利用者の選定に係るものの　　　　　　　　　　提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の地域密着型通所介護に係る地域　　　　　　　　　　密着型サ－ビス費用基準額を超える費用　　③　食事の提供に要する費用　　④　おむつ代　　⑤　地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 |
| ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない、あいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。※　「③　食事の提供に要する費用」は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。　　　「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省告示第419号） |
| 4)　上記 3) ⑤ の費用の具体的な取扱いは、厚生労働省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）に沿って適切に取り扱っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 5)　3)の①～⑤の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか | □いる□いない |  |
| 6)　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | □いる□いない |  |
| 7)　領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要し | □いる□いない |  |
| 　た費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 |
| 8)　医療費控除の対象となる訪問看護等のサービスを利用している利用者の領収証に、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　医療費控除の対象となる居宅サービス等（注）を利用している利用者が、併せて地域密着型通所介護又は第１号通所事業を利用している場合には、当該地域密着型通所介護又は第１号通所事業に係る自己負担額についても医療費控除の対象となる。　　このため、該当する利用者が確定申告で医療費控除の手続きが行えるように、交付する領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載する必要がある。 |
| 　　　注）　医療費控除の対象となる居宅サービス等：　訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）、複合型サービス（上記の居宅サービスを含む組合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る）　（「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」平成12年老発第509号） |
| 9)　介護福祉士等による喀痰吸引を行った場合、医療費控除の対象となる居宅サービス等（上記の注）を利用していない利用者の領収証に、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の１０％）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　医療費控除の対象となる居宅サービス等を利用していない利用者が、地域密着型通所介護又は第１号通所事業を利用している場合には、上記 8) の医療費控除の適用はない。　　しかし、当該地域密着型通所介護又は第１号通所事業において、介護福祉士等による喀痰吸引を行った場合は、利用者が医療費控除の対象となる居宅サービス等を利用していない場合であっても、介護保険対象分の自己負担額の１０％が医療費控除の対象となる。　　このため、該当する利用者の領収証には、医療費控除の額（介護保険対象分の自己負担額の１０％）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載する必要がある。 |
| 【共通】13 保険給付の請求のための証明書の交付基準3条の20条例22条 | 　　（保険給付が償還払いとなる場合）提供した地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【密着・共生・療養】14 地域密着型通所介護の基本取扱方針基準25条条例59条の8 | 1)　地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　事業者は、自ら提供する地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | □いる□いない |  |
| 【密着・共生】15 地域密着型通所介護の具体的取扱方針基準26条条例59条の9基準通知32の2　3(2) | 1)　地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への | □いる□いない |  |
| 　参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っていますか。 |
| 2)　地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の | □いる□いない |  |
| 機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。 |
| ※　地域密着型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではない。 |
|  | 4)　従業者は、地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | □いる□いない |  |
|  | ※　「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものである。 |
|  | 5）　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 | □いる□いない |  |
|  | 　ない場合を除き、身体的拘束等を行うことはありますか。 |
|  | ※　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 |
|  | 6）　5）の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 | □いる□いない |  |
|  | 　録していますか。 |
|  | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。なお、基準36条２項の規定に基づき、当該記録は、２年間保存しなければならない。 |
|  | 7)　地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | □いる□いない |  |
|  | 8)　地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 | □いる□いない |  |
|  | 　　特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。 |
|  | ※　認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして地域密着型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。 |
|  | ※　利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければならない。 |
| 9)　事業所の屋外で地域密着型通所介護のサービスを提供している場合、適切に行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。　　①あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること。　　②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。 |
| 【療養】15 療養通所介護の具体的取扱方針基準40条の8条例59条の30基準通知32の2　5(4) | 1)　療養通所介護の提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。  | □いる□いない |  |
| 2)　従業者は、療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。  | □いる□いない |  |
| ※　「サービスの提供方法等」とは、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものである。 |
| 3)　療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 4)　利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護 | □いる□いない |  |
| 　事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。 |
| ※　利用者の体調の変化等を療養通所介護におけるサービス内容に反映させることが重要であることから、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携と情報の共有を十分に図ること。 |
| 5)　常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。 | □いる□いない |  |
| 6)　事業所の屋外で療養通所介護のサービスを提供している場合、適切に行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　療養通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。　　①あらかじめ療養通所介護計画に位置付けられていること　　②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること |
| 【密着】16 地域密着型通所介護計画の作成基準27条条例59条の10基準通知32の2　3(3) | 1)　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサ－ビスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。※　地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。 |
| 2)　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サ－ビス計画が作成されている場合は、当該居宅サ－ビス計画の内容に沿って作成していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域密着型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 |
| 3)　管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域密着型通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。 |
| 4)　管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　交付した地域密着型通所介護計画は、２年間保存しなければならない。 |
| 5)　それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 6)　地域密着型通所介護計画の目標及び内容について、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 7)　居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 【療養】16 療養通所介護計画の作成基準40条の9条例59条の31基準通知32の2　5(4) | 1)　管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するため | □いる□いない |  |
| 　の具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成していますか。 |
| ※　療養通所介護計画については、管理者を含む看護師が利用者ごとにその作成にあたることとしたものである。 |
| 2)　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　療養通所介護計画を作成後に訪問看護計画が作成された場合についても、当該療養通所介護計画と訪問看護計画の内容の整合を図り、必要に応じて変更するものとする。 |
| 4)　管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　療養通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。 |
| 5)　管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　交付した療養通所介護計画は、２年間保存しなければならない。 |
| 6)　従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 7)　療養通所介護計画の目標及び内容について、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 8)　居宅介護支援事業者から療養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該療養通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 【共通】17 高齢者虐待の防止高齢者虐待防止法基準3条の38の2条例40条の2基準通知31　4(31) | 1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ってい | □いる□いない | **令和６年４月１日義務化** |
| ますか。 |
| ※　高齢者虐待に該当する行為①利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。③利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。④利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。⑤利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　①　虐待の未然防止　　※　事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、「１ 一般原則」に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。※　従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従事者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることが重要である。　②　虐待等の早期発見　　※　事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待に対する相談体制、市町村の相談窓口の周知等）がとられていることが望ましい。※　利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をする必要がある。　③　虐待等への迅速かつ適切な対応※　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。※　以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、1)～4)の事項を実施する必要がある。【経過措置】※　当該義務付けの適用に当たっては、３年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。【虐待の防止のための対策を検討する委員会】※　「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。※　構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。※　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。※　虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。※　虐待防止検討委員会の検討事項　①　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　②　虐待の防止のための指針の整備に関すること　③　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　④　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　⑤　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　⑥　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　⑦　⑥の虐待の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること※　虐待防止検討委員会の検討結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 |
| 2)　虐待の防止のための指針を整備していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　「虐待の防止のための指針」に盛り込む事項　①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方　②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　⑥成年後見制度の利用支援に関する事項　⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |
| 3)　従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。※　研修の実施内容についても記録することが必要である。※　研修の実施は、事業所内の研修で差し支えない。 |
| 4)　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　事業所における虐待を防止するための体制として、1)～3)までの措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（★）の兼務や他の事業所・施設等との担当（★）の兼務については、担当者としての職務について支障が無ければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を専任すること。★　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者。 |
| 【共通】18 介護職員等による喀痰吸引等社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について(喀痰吸引等関係)(平成23年厚生労働省社会・援護局長通知) | 1)　事業所の介護職員等が、利用者に対して、たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）又は経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）を行っていますか。　【行っている場合は、2)、3)、4)も点検してください】 | □いる□いない |  |
| 2)　たんの吸引又は経管栄養を行う介護職員等は、次のいずれかの「認定特定行為業務従事者」として、都道府県知事の認定を受けていますか（認定証を確認していますか）。 | □いる□いない |  |
| 　　①　登録研修機関において一定の研修（喀痰吸引等研修）を修了した介護職員等であって、「認定特定行為業務従事者」として都道府県知事の認定を受けた者　　②　厚生労働省の通知に基づいて、平成24年4月1日に現に喀痰吸引を行っている介護職員等であって、「認定特定行為業務従事者（経過措置）」として都道府県知事の認定を受けた者 |
| 3)　事業所を「登録特定行為事業者」又は「登録喀痰吸引等事業者（介護福祉士が喀痰吸引等を行う事業者）」として、県に登録していますか。 | □いる□いない |  |
| 4)　たんの吸引又は経管栄養は、次のとおり、適切に行われていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　①　実施しているたんの吸引又は経管栄養は、事業者として「実施する喀痰吸引等の行為」として登録し　　　た範囲内ですか。　　　②　介護職員が行う、たんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。　　③　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。　　④　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。　　⑤　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。　　⑥　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。　　⑦　たん吸引等の実施に関する業務手順書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 |
| 【共通】19 利用者に関する市町村への通知基準3条の26条例28条 | 1)　利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（【相当・A】支援の状態の程度を増進させたと認められると | □いる□いない□非該当 |  |
| 　き又は要介護状態等になったと認められるとき）は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 |
| 2)　利用者が偽りその他不正の行為によって保険給付の支給（【相当・A】第１号事業支給費）を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【密着・共生・相当・A】20 緊急時等の対応基準12条条例29条 | 　　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| 【療養】20 緊急時等の対応基準40条の10条例59条の32基準通知32の2　5(4) | 1)　現に療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下「緊急時等の対応策」という。)について利用者 | □いる□いない |  |
| 　ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めていますか。 |
| ※　緊急時の対応については、利用者個々の心身の状況やその環境等を勘案して、あらかじめ個別に具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めておかなければならない。 |
| 2)　緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮していますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　現に療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 4)　利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【密着・共生・相当】21 管理者の責務基準28条条例30条【療養】21 管理者の責務基準40条の11条例59条の33 | 1)　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に | □いる□いない |  |
| 　行っていますか。 |
| ※　基準第28条は、指定地域密着型通所介護事業所の管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に基準の第２章の２第４節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 |
| 2)　管理者は、当該事業所の従業者に、第４の運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 1)　管理者は、当該療養通所介護事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法 | □いる□いない |  |
| 及び手順等についての情報の共有を十分に行っていますか。 |
| 3)　管理者は、療養通所介護の提供に適切な環境を整備していますか。 | □いる□いない |  |
| 4)　管理者は、療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか | □いる□いない |  |
| 5)　管理者は、当該療養通所介護事業所の従業者に第４の運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 【共通】22 運営規程基準29条基準40条の12条例59条の12条例59条の34基準通知32の2　3(5) | 　　事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。①事業の目的及び運営の方針 | □いる□いない |  |
| 　②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④地域密着型通所介護の利用定員⑤地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額⑥通常の事業の実施地域⑦サービス利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法【療養以外】　⑨非常災害対策⑩虐待の防止のための措置に関する事項　**令和６年４月１日義務化**⑪その他運営に関する重要事項 |
| ※　②のうち「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規定を定めるに当たっては、人員に関する基準において置くべきとされている員数を満たす範囲内において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。（「１ 内容及び手続の説明及び同意」の重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）※　③の営業時間は、８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う事業所にあっては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること。　　　例えば、提供時間帯（９時間）の前に連続して１時間、後に連続して２時間、合計３時間の延長サービスを行う事業所にあっては、当該事業所の営業時間は１２時間であるが、運営規程には、提供時間帯９時間、延長サービスを行う時間３時間とそれぞれ記載する。　※　④の利用定員とは、当該事業所において同時に地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。（「25 定員の遵守」に記載した「一体的に行う事業所の定員」も参照のこと。）　※【共生】共生型地域密着型通所介護の利用定員は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。　　　例えば、利用定員が１０人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて１０人という意味であり、利用日によって､要介護者が５人、障害者及び障害児が５人であっても、要介護者が２人、障害者及び障害児が８人であっても、差し支えない。　※　⑤の「内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指す。 |
| ⑤の「利用料」は、法定代理受領サ－ビスである地域密着型通所介護に係る利用料（１割、２割又は３割）及び法定代理受領サ－ビスでない地域密着型通所介護の利用料を、「その他の費用の額」は、p12の「12 利用料等の受領」の 3) の額及び必要に応じてその他のサ－ビスに係る費用の額を記載する。　※　⑥の「実施地域」とは客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。　　　また、通常の事業の実施地域は、事業者が任意に定めるものであるが、市が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当である。　※　⑦の「サービス利用に当たっての留意事項」は、サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指す。 |
| 　※　⑨の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指す。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【共通】23 勤務体制の確保等労働基準法等、基準30条条例59条の13基準通知32の2　3(6)1　4(22)⑥ | 1)　雇用（労働）契約の締結に際し、従業者に対し、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付等により明示していますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　利用者に対し適切な地域密着型通所介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にする。 |
| 3)　当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は、第三者への委託等を行うことを認める。 |
| 4)　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　事業所の従事者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものである。 |
| 4-2)　その際、全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる | □いる□いない |  |
| ために必要な措置を講じていますか。 |
| ※　当該研修の義務付けの趣旨　　介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものである。これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものである。 |
| ※　義務付けの対象とならない者　　看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等 |
| 5)　適切な地域密着型通所介護を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者 | □いる□いない |  |
| の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 |
| ※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律11条1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律30条の2第1項の規定に基づき、事業主には職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられることを踏まえ、規定したものである。※　セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。【事業主が講ずべき措置の具体的内容】※　事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場にける性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりである。特に次の内容に留意すること。　①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　②　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律30条の2の1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めること。【事業主が講じることが望ましい取組】※　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のため、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望まし取組の例として、次の①～③が規定されている。①　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備②　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）　③　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）※　介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記【事業主が講ずべき措置の具体的内容】の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。※　この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページを参考にすること。　　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |
| 【共通】24 業務継続計画の策定等基準3条の30の2条例32条の2基準通知32の2　3(7) | 1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続して実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画 | □いる□いない | **令和６年４月１日義務化** |
| 　」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じていますか。 |
| 2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して地域密着型通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。※　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。※　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。【業務継続計画の記載事項】①感染症に係る業務継続計画　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　ｂ　初動対応　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）②災害に係る業務継続計画　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　ｃ　他施策及び地域との連携※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照のこと。※　想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。　　※　感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。　　※　感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。【業務継続計画に係る研修】①　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。②　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な研修を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。③　研修の実施内容については記録すること。④　感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。【訓練（シミュレーション）】①　訓練（シミュレーション）は、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。②　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。③　災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。　④　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |
| 【共通】25 定員の遵守基準31条条例59条の14 | 　　利用定員を超えて地域密着型通所介護の提供を行っていませんか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | □いる□いない |  |
| ※　通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、　　・　通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、　　・　これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ　平成27年8月19日版　問12　厚生労働省）※【共生】共生型地域密着型通所介護の利用定員は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。　　つまり、介護給付の対象となる利用者（要介護者）の数と障害給付の対象となる利用者（障害者及び障害児）の数との合計数により、利用定員を定めること。　　例えば、利用定員が１０人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて１０人という意味であり、利用日によって､要介護者が５人、障害者及び障害児が５人であっても、要介護者が２人、障害者及び障害児が８人であっても、差し支えない。※　月平均の利用者数が利用定員を超える場合、介護報酬の減算の対象となる。 |
| 【共通】**26** 非常災害対策基準32条条例59条の15基準通知32の2　3**(8)**水防法15条の3 | 1)　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業 | □いる□いない |  |
| 　者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 |
| 1-2)　1)の訓練に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。※　1-2)は、事業者が避難、救出その他の訓練の実施するに当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものである。そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力が得られる体制づくりに努めることが必要である。※　訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 |
| 2)　事業所が「浸水想定区域内」に所在し、かつ、市の地域防災計画で「要配慮者利用施設」に該当していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　志木市地域防災計画（令和5年3月改正版）の「資料編」に、「資料８．４　浸水想定区域内要配慮者施設一覧」が掲載されている。 |
| 3)　2)で「要配慮者利用施設」に該当する場合、洪水時等の円滑・迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成し、 | □いる□いない |  |
| この計画に基づいて、洪水時等を想定した「避難訓練」を実施していますか。 |
| ※　浸水想定区域内に所在し、市町村の地域防災計画で「要配慮者利用施設」と位置付けられた施設は、避難確保計画の作成と市への報告、避難訓練の実施が義務付けられている。（平成29年の法改正で義務化された。） |
| 【共通】27 衛生管理等基準33条条例59条の16基準通知32の2　3(9) | 1)　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　上記のほか、次の点にも留意すること。　　①　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。　　②　特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。　　③　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。※　従業者（常時使用する労働者）に対する健康診断は、１年以内（夜勤職員は６か月以内）ごとに１回、定期的に行わなければならない。（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、45条）※　短時間労働者であっても、次の①、②のいずれにも該当する場合は、健康診断が必要である。　　①　期間の定めのない労働契約又は期間１年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により１年以上使用され、又は使用されることが予定されている者　　②　週の労働時間数が、通常の労働者の週の労働時間数の３／４以上である者※　健康診断の実施は法で定められたものであるため、その実施に要した費用は、事業者が負担すべきものである。 |
| 2)　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。））を活用して行うことができるものとす | □いる□いない | **令和６年４月１日義務化****２）～4）** |
| 　る。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていますか。 |
| ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には2)～4)までの取り扱いとすること。※　各事項については、事業所に実施が求められているものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。【感染対策委員会】①　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、感染対策の知識を有するものを含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に得ることが望ましい。②　構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。③　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。④　感染症対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。⑤　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 |
| 3)　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 | □いる□いない |  |
| 【感染症の予防及びまん延の防止のための指針】　①　指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　②　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定される。③　発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。④　発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく必要がある。⑤　それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照のこと。 |
| 4)　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | □いる□いない |  |
| 【感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練】　①　研修の内容は、感染対策を基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。②　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な研修を実施するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。③　研修の実施内容については記録すること。④　研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のため研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じて行うこと。⑤　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。⑥　訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。⑦　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 |
| 【共通】28 掲示基準3条の32条例34条基準通知31　4(25) | 1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項　　①運営規程の概要、②従業者の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情処理の体制、⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）※　事業所の見やすい場所　　重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込書、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことである。※　従業者の勤務体制　　職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。 |
| 2)　1)の掲示に代え、1)の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができることとしたものである。 |
| **3）****事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。** | **□いる****□いない** | **令和７年４月１日適用** |
| ※　居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示419号）一のハに規定するウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、準用される基準省令３条の32に関する３の一の４の(25)の①に準ずるものとする。※　3)は、事業者は原則として重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載しなければならないことを規定したものであるが、ウェブサイトとは法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。※　介護保険法施行規則140条の44各号に掲げる基準に該当する事業者については、介護サービス情報公表制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令3条の32第3項の規定によるウェブサイトに掲載することが望ましい。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条1項の規定による掲示は行う必要はあるが、これを同条2項や基準省令183条1項の規定による措置に代えることができる。 |
| 【共通】29 秘密保持等基準3条の33条例35条基準通知31　4(26) | 1)　従業者及び従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの装置を講じること。※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずること。 |
| 3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　この同意は、サービス提供開始時に、利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りる。※　個人情報を使用する家族が複数である場合には、個人情報使用同意書等で複数の家族から同意を得るか、又は「家族の代表」欄を設けて、家族の代表から同意を得る必要がある。 |
| 4)　「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平 | □いる□いない |  |
| 成29年厚生労働省）に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 |
| ※　個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましい。※「個人情報の保護に関する法律」の概要　①　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。　②　個人情報は適正な範囲で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること。　③　個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること。④　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。⑤　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。⑥　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。※「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日厚生労働省）では、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示している。各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）及び本ガイダンスの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。 |
| 【共通】30 広告基準3条の34条例36条 | 　　地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | □いる□いない |  |
| 【共通】31利益供与の禁止基準3条の35条例37条 | 　　居宅介護支援事業者（【相当・A】介護予防支援事業者等）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | □いる□いない |  |
| 【共通】32 苦情処理基準3条の36条例38条基準通知31　4(28) | 1)　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口の設置等必要な | □いる□いない |  |
| 　措置を講じていますか。 |
| ※　「必要な措置」とは、具体的には以下のとおり。　　①苦情受付の相談窓口の設置　　②相談窓口、苦情処理の体制・手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について　　　明らかにすること　　③利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する対応の内容についても併せ　　　て記載すること　　④苦情に対する措置の概要について、事業所に掲示**し、かつ、ウェブサイトに掲載**すること。 |
| **※　ウェブサイトとは法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。****※　介護保険法施行規則140条の44各号に掲げる基準に該当する事業者については、介護サービス情報公表****表制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令3条の32第3項の規定によるウェブサイトに掲載することが望ましい。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条1項の規定による掲示は行う必要はあるが、これを同条2項や基準省令183条1項の規定による措置に代えることができる。（令和７年４月１日適用）** |
| 2）　1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、その内容等を記録していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うこと必要である。※　苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければならない。 |
| 3)　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。　　市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告していますか。 |
| 4)　利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 |
| 【密着・療養・共生】33 地域との連携等基準34条条例59条の17基準通知32の2　3(10)1　4(29) | 1)　サービスの提供に当たっては、下記の運営推進会議を設置し、おおむね６か月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　運営推進会議の構成メンバー　　①利用者、②利用者の家族、③地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等）、　　④事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、　　⑤地域密着型通所介護について知見を有する者　等※　運営推進会議は、事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。※　運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うものができるものとする。ただし、利用者又は家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。※　地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。※　運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。　　①　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。　　②　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図る範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 |
| 2)　1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　運営推進会議における報告等の記録は、２年間保存しなければならない。 |
| 3)　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域密着型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 |
|  | 4)　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を | □いる□いない |  |
| 行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 |
| ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。　　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 |
| 5)　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合（p10「2 提供拒否の禁止」の項目で「サービスの提供を拒否できる場合の正当な理由」に該当する場合）を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。 |
| 【相当・A】33 地域との連携 | 1)　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う | □いる□いない |  |
| 事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 |
| 3)　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
|  |
| 【共通】34 事故発生時の対応基準35条条例59条の18基準通知32の2　3(11) | 1)　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等（【相当・A】介護予防支援事業者等）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。※　市では、「事故発生時の報告取扱要領」と「事故報告書（様式）」を定め、ホームページに掲載している。 |
| 2)　1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録は、２年間保存しなければならない。 |
| 3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望ましい。※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 |
| 4)　夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、当該サービスの提供により事故が発生した場合は、上記と同様の対応を行っていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 5)　事業者が、その事業の用に供する自転車を利用している場合、その利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の改正により、平成30年4月1日から、自転車損害保険等への加入が義務付けられている。※　業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となる。 |
| 【共通】35 会計の区分基準3条の39条例41条 | 　　事業所ごとに経理を区分するとともに、地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域密着型通所介護の事業と相当通所型サービス又は通所型サービスAの事業を一体的に運営している場合であっても、それぞれについて会計を区分する必要がある。※　具体的な会計処理の方法等についての通知　①「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年老計第8号）　②「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年老振発第18号）　③「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年老高発　　第0329第1号) |
| 【共通】36 記録の整備基準36条基準40条の15条例59条の19条例59条の37基準通知32の2　3(13)2の2　5(4)⑨ | 1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　利用者に対する、次のサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 | □いる□いない |  |
| 　　①地域密着型通所介護計画　　②提供した具体的なサービスの内容等の記録　　③二十六条六号の規定（指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する・・）による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　　③利用者に関する市町村への通知（p17の19）に係る記録　　④苦情の内容等の記録　　⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録　　⑥【密着・療養・共生】「33 運営推進会議」に係る報告、評価、要望、助言等の記録　　⑦【療養】安全・サービス提供管理委員会（以下の39）における検討の結果についての記録※　「その完結の日」とは次のとおりである。①～⑤：個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除・他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む）により、一連のサービス提供が終了した日⑥：運営推進会議等を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日⑦：安全・サービス提供管理委員会を開催し、事業所における安全かつ適切なサービスを確保するための方策の検討を行った日 |
| 【共通】37 電磁的記録の整備基準183条条例203条基準通知51　2 | 1)　事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これに類するもののうち、基準の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文 | □いる□いない□非該当 |  |
| 字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。 |
| ※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者（以下「事業者等」という。）は、基準で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。　①　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁器ディスク等をもって調製する方法によること。　②　電子的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。　　ａ　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製されるファイルにより保存される方法　　ｂ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製されるファイルにより保存する方法　③　その他、基準31条1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、①及び②に準じた方法によること。　④　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |
| 2)　事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、基準の規定において書面で行うことが | □いる□いない□非該当 |  |
| 規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるが、以下のとおり取り扱っていますか。 |
| ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができるものとしたものである。　①　電磁的方法による交付は、基準3条の7第2項から6項までの規定に準じた方法によること。　②　電磁低方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　③　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。　④　その他、この基準において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又は基準通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。　⑤　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |
| 【共生】38 共生型地域密着型通所介護の運営に関する技術的支援基準37条の2条例59条の20の2 | 　　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。 | □いる□いない |  |
| 【共生】39 共生型地域密着型通所介護に関するその他の留意事項基準通知32の2　4(6) | 　　同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供（例えば、午前中に要介護者に対して地域密着型通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供）していませんか。 | □いる□いない |  |
| ※　多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。　　このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合は、共生型サービスとしては認められない。 |
| 【療養】40 緊急時対応医療機関基準40条の13条例59条の35 | 1)　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　緊急時対応医療機関は、事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。 | □いる□いない |  |
| 【療養】41 安全・サービス提供管理委員会の設置基準40条の14条例59条の36基準通知32の2　5(4)⑥ | 1)　安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門 | □いる□いない |  |
| 　とする者その他療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下「委員会」という。)を設置していますか。 |
| ※　医療との密接な連携のもとにサービス提供が行われることが重要であることから、安全・サービス提供管理委員会において地域の医療関係団体（地域の医師会等）に属する者を委員とすることとしている。　　このほか、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者、必要に応じ、療養通所介護の安全かつ適切サービスの提供を確保するために必要と認められる者によって構成されるものである。 |
| 2)　おおむね６か月に１回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該 | □いる□いない |  |
| 　データ等を踏まえ、療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成していますか。 |
| 3)　2)の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　安全・サービス提供管理委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |

【相当・A】

|  |
| --- |
| 第５　相当通所型サービス、通所型サービスAの支援基準 |
| 1 基本取扱方針 | 1)　サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 | □いる□いない |  |
| 2)　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　提供されたサービスについては、通所サービスの計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。 |
| 3)　事業者はサービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能 | □いる□いない |  |
| 　の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 |
| 4)　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、｢利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う｣ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないように配慮すること。 |
| 5)　事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていま | □いる□いない |  |
| 　すか。 |
| ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 |
| 2 具体的取扱方針 | 1)　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の | □いる□いない |  |
| 　日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。 |
| 2)　管理者は、1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載し | □いる□いない |  |
| 　た通所サービスの計画を作成していますか。 |
| ※　利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにする。 |
| 3)　通所サービスの計画は、既に介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　通所サービスの計画の作成後に介護予防・生活支援サービス計画等が作成された場合は、当該サービス計画が介護予防・生活支援サービス計画等に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 |
| 4)　管理者は、通所サービスの計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 | □いる□いない |  |
| 5)　管理者は、通所サービスの計画を作成した際には、当該サービス計画を利用者に交付していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　交付したサービス計画は、２年間保存しなければならない。 |
| 6)　サービスの提供に当たっては、通所サービスの計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。 | □いる□いない |  |
|  | 7)　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | □いる□いない |  |

【相当・A】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 8)　サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていませんか。 | □いる□いない |  |
| 9)　前号の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 | □いる□いない |  |
| 　 |
|  |
| 10)　通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。  | □いる□いない |  |
| 11)　 管理者は、通所サービスの計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該サービス計画 | □いる□いない |  |
| 　に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所サービスの計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。※　モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該通所サービスの計画の変更を行うこと。 |
| 12)　 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告していますか。 | □いる□いない |  |
| 13)　 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとしていますか。 | □いる□いない |  |
| 14)　 1）から12）までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する | □いる□いない |  |
| 3 サービスの提供に当たっての留意点 | 1)　サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握 | □いる□いない |  |
| 　することをいう。）において把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めていますか。 |
| 2)　運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしていますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次の項目に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全 | □いる□いない |  |
| 　面に最大限配慮していますか。 |
| 4 安全管理体制等の確保 | 1)　サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図っていますか。 | □いる□いない |  |
| 　　また、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。 |
| 2)　サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 3)　サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。 | □いる□いない |  |
| 4)　サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必 | □いる□いない |  |
| 　要な措置を講じていますか。 |
| 第６　介護報酬　（【相当・A】について、独自の単価設定以外は、原則として地域密着型通所介護の費用算定基準に準ずる取扱いとなっている。） |
| 【共通】1 基本的事項３） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）２　１(１）①４）費用通知21(1)５）費用通知21(7) | 　注）【相当・A】単位数・地域区分別１単位の単価（以下「単位・単価」という。）の適用について　・　志木市の被保険者は、志木市が定める単位・単価が適用される。　・　当該事業所がＢ市の指定も受けている場合、Ｂ市の被保険者は、Ｂ市が定める単位・単価が適用される。　　　（事業所所在地である志木市の単位・単価が適用されるのではない。）　・　住所地特例（※１）対象者に対する総合事業は、上記にかかわらず、当該対象者が居住する施設が所在する市町村が行うものとされているため、当該施設所在地の市町村が定める単位・単価が適用される。　　※１　住所地特例とは、住所地特例対象施設（※２）に入所・入居し、その施設の所在地に住所を移した者については、例外として施設入所・入居前の住所地の市町村が実施する介護保険の被保険者になるもの。　　※２　介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、特定施設（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、一定のサービス付き高齢者向け住宅）、養護老人ホーム　注）以下の【相当・A】での確認事項の内容は、志木市が定める単位・単価が適用される場合の内容としている。　 |
| 1)　費用の額は、平成１８年厚生労働省告示第１２６号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」（【相当・A】志 | □いる□いない |  |
| 木市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業に要する費用の額の算定に関する基準　別表第１**）**により算定していますか。 |
| 2)　費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」（【相当・A】上記基準第３条で規定する単価**）**に、それぞれの所定単位数を乗じて算定していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　地域区分ごとの１単位の単価　　志木市　４級地　１０．５４円　（【相当・A】１０．５４円） |
| 3)　単位数算定の際の端数処理：　単位数の算定は、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行うたびに、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていますか。 | □いる□いない |  |
| 4)　金額換算の際の端数処理：　算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てていますか。 | □いる□いない |  |
| ※　この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正す告示（令和3年厚生労働省告示73号）附則12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単数が１単位に満たない場合は、１単位に切り上げて算定する。 |
| 5)　常勤換算方法による職員数の算定方法は、歴月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定する（小数点第２位以下切り捨て）。 |
| 【相当・A】※　月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成30年3月30日厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課事務連絡）添付資料 Ⅰ 資料９を参照のこと。［ＷＡＭＮＥＴに掲載］ |
| 【密着・療養】2 サービス種類相互の算定関係費用別表2の2注22費用通知21(3) | 1)　利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サ | □いる□いない□非該当 |  |
| 　ービスを受けている間に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。 |
| 2)　施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合に、地域密着型通所介護費を算定していませんか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| 【相当・A】2 サービス種類相互の算定関係 | 1)　利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共 | □いる□いない□非該当 |  |
| 　同生活介護を受けている間に、相当通所型サービス事業費又は通所型サービスA事業費を算定していませんか。 |
| 2) 利用者が一の相当通所型サービス事業所又は通所型サービスA事業所においてサービスを受けている間は、当該事業所以外の相当通所型サービス事業所又は通所型サービスA事業所 | □いる□いない□非該当 |  |
| がサービスを行った場合に、相当通所型サービス事業費又は通所型サービスA事業費を算定していませんか。 |
| 【密着】3認知症高齢者の日常生活自立度の決定方法費用通知21(12) | 加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成５年１０月２６日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」という。）を用いる場合 | □いる□いない |  |
| の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下「判定結果」という。）を用いるものとしていますか。 |
|  | ※　判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載する。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発第0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3.心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいう。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いる。※　医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。）は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いる。※　認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（法第5条の2第1項） |
| 【密着・共生】4地域密着型通所介護費費用別表2の2注1 | 下記の厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、サービスを提供した場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定 | □いる□いない |  |
| していますか。（所要時間による区分の取扱いは、以下の5で点検のこと）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所要時間 | ３時間以上４時間未満 | ４時間以上５時間未満 | ５時間以上６時間未満 | ６時間以上７時間未満 | ７時間以上８時間未満 | ８時間以上９時間未満 |
| 要介護１ | ４１６単位 | ４３６単位 | ６５７単位 | ６７８単位 | ７５３単位 | ７８３単位 |
| 要介護２ | ４７８単位 | ５０１単位 | ７７６単位 | ８０１単位 | ８９０単位 | ９２５単位 |
| 要介護３ | ５４０単位 | ５６６単位 | ８９６単位 | ９２５単位 | １０３２単位 | １０７２単位 |
| 要介護４ | ６００単位 | ６２９単位 | １０１３単位 | １０４９単位 | １１７２単位 | １２２０単位 |
| 要介護５ | ６６３単位 | ６９５単位 | １１３４単位 | １１７２単位 | １３１２単位 | １３６５単位 |

※共生型地域密着型通所介護を行った場合は、当該所定単位数に、障害福祉制度での事業者種別に応じて、一定の率を乗じた単位数となる。（「11共生型地域密着型通所介護を行う場合」を参照のこと） |
| 【厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号第27の2号イ）】 |
| ①指定地域密着型通所介護事業所であること。 | □適合□不適合 |  |
| ②人員基準に定める看護職員又は介護職員（【共生】従業者）の員数を置いていること。 | □適合□不適合 |  |
| 【密着・共生】5所要時間による区分の取扱い費用別表2の2注1費用通知23の2(1) | 所要時間による区分は、サービス提供に現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の地域密着型通所介護を行うための標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定していますか。 | □いる□いない |  |
| ※　単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められない。したがって、この場合は、当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものである。※　地域密着型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、１日３０分以内を限度として、地域密着型通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。①居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けた上で実施する場合②送迎時に居宅内の介助等を行う者が次のいずれかである場合・介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・一級課程修了者、・介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）・看護職員・機能訓練指導員・当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が３年以上の介護職員※　当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、地域密着型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、地域密着型通所介護計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。※　同一の日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定される。 |
| 【相当・A】6基本となるサービス事業費 | 【相当】利用者に対して、相当通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | □いる□いない |  |
| ①通所型サービス費Ⅰ１７９８単位：要支援者１及び介護予防・生活支援サービス計画等において要支援１と同じ程度のサービスが必要とされた事業対象者②通所型サービス費Ⅱ１８１１単位：介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に１回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る）③通所型サービス費Ⅲ３６２１単位：介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に２回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る） |
| 【相当】指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該 | □いる□いない |  |
| 指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、１月につき下記の単位を所定単位数から減算していますか。①通所型サービス費（Ⅰ）３７６単位・・要支援１及び介護予防サービス計画において要支援１と同じ程度の相当通所型サービスが必要とされた事業対象者②通所型サービス費（Ⅱ）３７６単位・・介護予防サービス計画において１週間に１回程度の相当通所型サービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る。）③通所型サービス費（Ⅲ）７５２単位・・介護予防サービス計画において１週間に２回程度の相当通所型サービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る。） |
| ※　ただし、傷病等により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 |
| 【相当】利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、１月につき次に掲げる | □いる□いない |  |
| 単位を限度として、片道４７単位を所定単位から減算していますか。①通所型サービス費（Ⅰ）３７６単位②通所型サービス費（Ⅱ）３７６単位③通所型サービス費（Ⅲ）７５２単位 |
| ※ただし、上記同一建物から通う者の減算を算定している場合は、この限りでない。 |
| ※利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。※別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。※通所型サービス事業所の従業者(旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。※利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。※令和７年４月１日以降について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。 |
| 【A】利用者に対して、通所型サービスAを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ所定単位数を算定していますか。 | □いる□いない |  |
| 1. 通所型サービス費Ⅰa１５２３単位

：要支援者１及び介護予防・生活支援サービス計画等において要支援１と同じ程度のサービスが必要とされた事業対象者1. 通所型サービス費Ⅱa１５３９単位

：介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に１回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る）1. 通所型サービス費Ⅱb３０７８単位

：介護予防・生活支援サービス計画等において、１週間に２回程度のサービスが必要とされた者（要支援２及び事業対象者に限る） |
| 【Ａ】通所型サービスＡ事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービスＡ事業所と同一建物から当該通所型サービスＡ | □いる□いない |  |
| 事業所に通う者に対し、指定通所型サービスＡを行った場合は、１月につき次の単位を所定単位数から減算していますか。①通所型サービス費（Ⅰa）３７６単位②通所型サービス費（Ⅱa）３７６単位③通所型サービス費（Ⅱb）７５２単位 |
| ※ただし、傷病等により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 |
| 【Ａ】利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスＡ事業所との間の送迎を行わない場合は、１月につき次に掲げる単位 | □いる□いない |  |
| を限度として、片道４７単位を所定単位から減算していますか。①通所型サービス費（Ⅰa）３７６単位②通所型サービス費（Ⅱa）３７６単位③通所型サービス費（Ⅱb）７５２単位 |
| ※ただし、上記同一建物から通う者の減算を算定している場合は、この限りでない。 |
| ※利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。※利用者が事業対象者（介護保険法施行規則140条の62の４第２号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、１週に１回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については上記の掲げる所定単位数を、１週に２回程度又は２回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については上記の掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。※通所型サービス事業所の従業者(旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。※利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。※利用者が一の指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。 |
|

|  |
| --- |
| **7 高齢者虐****待防止措置****未実施減算****費用通知2****3の2（2）** |

 | 1）厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当す | □いる□いない |  |
| る単位数を所定単位数から減算する。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）51号の3の3】第51号の3の3　地域密着型通所介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準指定地域密着型サービス基準三十七条四十条の十六において準用する指定地域密着型サービス基準三条の三十八の二に規定する基準に適合していること※高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準３条の38の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、・高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、・高齢者虐待防止のための指針を整備していない、・高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 |
|

|  |
| --- |
| **8業務継続計****画未策定減算**費用通知23の2（3） |

 | 1）厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位 | □いる□いない | **令和７年４月１日より義務化** |
| 数を所定単位数から減算していますか。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）51号の3の4】第51号の3の4　地域密着型通所介護費における業務継続計画未策定減算の基準指定地域密着型サービス基準37条の3又は40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること※（基準）第3条の30の2（業務継続計画の策定等）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。２ 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。３ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。※業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準37条第37条の３又は40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準３条の30の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、**経過措置として、令和７年３月３１日までの間、****感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。** |
| 【共通】**9**定員超過減算・人員基準欠如減算費用別表2の2注1、注2費用通知23の2(5),(22),(23) | 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、次の①又は②に該当する場合は、所定単位数に１００分の７０を乗じて得た単位数を算定していますか。【厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示27号5の2号）】 |
| 1. 単位ごとに、月平均の利用者の数が、運営規程に定められて

いる利用定員を超える場合（定員超過） | □いる□いない□非該当 |  |
| 1. 単位ごとに、看護職員又は介護職員の員数が、人員基準に定める員数に満たない場合（人員基準欠如）
 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※毎月、月末時点で、単位ごとに、定員超過又は人員基準欠如に該当しないか計算又は確認を行うこと。人員基準欠如減算に該当する場合は、当該減算に係る体制届を市に届け出ること。 |
| 【通所介護と緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）、従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合】（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ平成27年8月19日版問11、12厚生労働省）※人員基準欠如の扱い通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。・通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。[補足：同様に減算対象としている。]※定員超過利用の扱い１　通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。２　したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。[補足：同様に減算対象としている。] |
|  | 【定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定】※　利用者の数は、１月間（暦月）の利用者の数の平均を用いる。１月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数（小数点以下切り上げ）とする。※　利用者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定される。※　災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用は、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらず、その翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行う。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととする。【人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定】※　看護職員の数は、１月間の職員の数の平均を用いる。この場合、１月間の職員の平均は、当該月のサービス提供日に配置された延べ人数を当該月のサービス提供日数で除して得た数とする。※　介護職員の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数（p5～6参照）を用いる。この場合、１月間の勤務延時間数は、配置された職員の１月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。※　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される。（看護職員の算定式）サービス提供日に配置された延べ人数────────────────── ＜０．９サービス提供日数（介護職員の算定式）【注】当該月に配置された職員の勤務延時間数─────────────────── ＜０．９当該月に配置すべき職員の勤務延時間数※　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算する。（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）（看護職員の算定式）サービス提供日に配置された延べ人数０．９≦────────────────── ＜１．０サービス提供日数（介護職員の算定式）【注】当該月に配置された職員の勤務延時間数０．９≦───────────────────＜１．０当該月に配置すべき職員の勤務延時間数【注】「当該月に配置された職員の勤務延時間数」及び「当該月に配置すべき職員の勤務延時間数」は、それぞれ、当該月の日ごとに計算した「配置された職員の勤務延時間数」及び「配置すべき職員の勤務延時間数」を１月分合計したものとなる。 |
| 【密着・共生】10２時間以上３時間未満の取扱い費用別表2の2注4費用通知23の2(2) | 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行った場合は、「所要時間４時 | □いる□いない□非該当 |  |
| 間以上５時間未満の場合」の所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。 |
| ※　２時間以上３時間未満の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者である。※　２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものである。 |
| 【密着・共生】11感染症又は災害の発生による利用者数の減少による対応費用別表2の2注5費用通知23の2(3) | 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも１００分の５以上減少している場合に、 | □いる□いない□非該当 |  |
| 市に届け出た事業所においてサービスを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から３月以内に限り、１回につき所定単位数の１００分の３に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 |
| ※　利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から３月以内に限り、引き続き加算することでできる。※　感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知を参照すること。 |
| 【密着・共生】12延長加算費用別表2の2注**6**費用通知23の2**(4)** | 所要時間８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に日常生活上の世話を行い、地域密着型通所介護の所要時間とその前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が９時間以上となった場合、次に掲げる区分に応じ、次に | □いる□いない□非該当 |  |
| 掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。①９時間以上10時間未満の場合50単位④12時間以上13時間未満の場合200単位②10時間以上11時間未満の場合100単位⑤13時間以上14時間未満の場合250単位③11時間以上12時間未満の場合150単位 |
| ※　延長加算は、所要時間８時間以上９時間未満の地域密着型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、５時間を限度として算定されるものであり、例えば、・９時間の地域密着型通所介護の後に連続して５時間の延長サービスを行った場合 |
|  | ・９時間の地域密着型通所介護の前に連続して２時間、後に連続して３時間、合計５時間の延長サービスを行った場合には、５時間分の延長サービスとして２５０単位が算定される。また、当該加算は、地域密着型通所介護と延長サービスを通算した時間が９時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、・８時間の地域密着型通所介護の後に連続して５時間の延長サービスを行った場合には、地域密着型通所介護と延長サービスの通算時間は１３時間であり、４時間分（＝１３時間－９時間）の延長サービスとして２００単位が算定される。※　延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適当数の従業者を置いている必要がある。※　当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には、算定することはできない。 |
| 【共生】13共生型地域密着型通所介護を行う場合費用別表2の2注7 | 共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数に、次に掲げる率を乗じた単位数を算定していますか。 |
| ・指定生活介護事業所100分の93 | □いる□いない□非該当 |
| ・指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所100分の95 | □いる□いない□非該当 |
| ・指定児童発達支援事業所100分の90 | □いる□いない□非該当 |
| ・指定放課後等デイサービス事業所100分の90 | □いる□いない□非該当 |
| 【共生】14生活相談員配置等加算費用別表2の2注8費用通知23の2(6) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、１日 | □いる□いない□非該当 |  |
| につき１３単位を所定単位数に加算していますか。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号14の2号）】次のいずれにも適合すること |
| ①生活相談員を１名以上配置していること。②地域に貢献する活動を行っていること | □適合□不適合 |  |
| ※生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要があるが、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。※例えば、１週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。※地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地 |
|  | 域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。※当該加算は、共生型地域密着型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等においてのみ算定できる。 |
| 【密着・共生】15入浴介助加算費用別表2の2注10費用通知23の2(8) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 |
| ①入浴介助加算（Ⅰ）４０単位 | □いる□いない□非該当 |
| ②入浴介助加算（Ⅱ）５５単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号14の5号）】 |
| 【入浴介助加算（Ⅰ）】⑴入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること⑵入浴介助に関わる職員に対し入浴介助に関する研修等を行うこと⑴、⑵にいずれにも適合しているか。 | □適合□不適合 |  |
| ※入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となる。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。※入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。※地域密着型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合であっても、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合は、加算を算定できない。 |
|  | 【入浴介助加算（Ⅱ）】次のいずれにも適合すること。①入浴介助加算（Ⅰ）の基準に適合すること。 |
| ②医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行う | □適合□不適合 |  |
| ことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居室の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は福祉用具貸与事業所若しくは特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っているか。※ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。 |
| ※なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |
| ③事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、 | □適合□不適合 |  |
| 当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。※ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる |
| ④③の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ）又はその他の利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう）で、入浴介助を行うこと。 | □適合□不適合 |  |
| ※入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的として、上記②～④を実施することを評価するものである。※入浴加算（Ⅱ）の算定に関係する者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、上記②～④を実施する。※②で当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、事業所に対してその旨情報共有する。※②で当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、当該事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。※③の個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。※④の、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととする。※④で入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態を踏まえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものである。 |
| 【密着】16中重度ケア体制加算費用別表2の2注11費用通知23の2(9) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービスを提供した場合は、中重度者ケア体制加算 | □いる□いない□非該当 |  |
| として、１日につき４５単位を所定単位数に加算していますか。 |
| 「11共生型地域密着型通所介護」を算定している場合は算定できない。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51の3号）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①人員基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。 | □適合□不適合 |  |
| ※暦月ごとに、人員基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算で２以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で２以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数は、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数は、小数点第２位以下を切り捨てる。（具体的な計算方法は、h27.4.1Q&A問25を参照） |
| ②事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が１００分の３０以 | □適合□不適合 |  |
| 上であること |
| ※要介護３、要介護４又は要介護５である者の割合は、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者は人員数には含めない。（具体的な計算方法は、h27.4.1Q&A問31を参照）なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算する。※利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによる。①前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、前年度の実績による加算の届出はできない。②前３月の実績により届出を行った事業所は、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合は、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合は、直ちに市に届出を提出しなければならない。 |
| ③地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を１名以上配置していること。 | □適合□不適合 |  |
| ※看護職員は、地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置する必要があり、他の職務との兼務は認められない。 |
| ※中重度者ケア体制加算は、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。また、認知症加算の算定要件も満たす場合は、中重度者ケア体制加算の算定とともに、認知症加算も算定できる。※中重度者ケア体制加算を算定している事業所にあっては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。具体的には、今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を地域密着型通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、サービスの提供を行う必要がある。 |
| 【密着・共生・相当・A】17生活機能向上連携加算費用別表2の2注12費用通知23の2(10) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所型サービス事業所におい | □いる□いない□非該当 |  |
| て、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、①については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、３月に１回を限度として、１月につき、②については、１月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 |
| ①生活機能向上連携加算（Ⅰ）１００単位 | □いる□いない□非該当 |
| ②生活機能向上連携加算（Ⅱ）２００単位 | □いる□いない□非該当 |
| ※「16個別機能訓練加算」を算定している場合、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は１月につき１００単位を所定単位数に加算する。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号15の2号）】【生活機能向上連携加算（Ⅰ）】次のいずれにも適合すること。 |
| ①訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が２００床未満のもの | □適合□不適合 |  |
| 又は当該病院を中心とした半径４キロメートル以内に診療所が存在しないのに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該地域密着型通所事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 |
| ●連携している外部のリハビリテーション専門職の氏名・資格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。※理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。※個別機能計画の作成に当たっては、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のＡＤＬ（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びＩＡＤＬ（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、当該事業所の機能訓練指導員等と連携してＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ＩＣＴを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がＡＤＬ及びIＡＤＬに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整すること。※個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。※個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。 |
| ②　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適 | □適合□不適合 |  |
| 切に提供していること。 |
| ③　①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要 | □適合□不適合 |  |
| に応じて訓練内容の見直し等行っていること。 |
| ※　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。※　理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者等に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。※　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。※　生活機能向上連携加算（Ⅰ）は、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、①の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性憎悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。 |
| 【生活機能向上連携加算（Ⅱ）】次のいずれにも適合すること。 |
| ①　訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該事業所を訪問し、当該事業所 | □適合□不適合 |  |
| の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 |
|  | ●連携している外部のリハビリテーション専門職の氏名・資格　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※理学療法士等は機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。 |
| ②　個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練 | □適合□不適合 |  |
| 指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切 |  |  |
| に提供していること。 |
| ③　①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を３月ごとに１回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必 | □適合□不適合 |  |
| 要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 |
| ※　機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のＡＤＬやＩＡＤＬの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。※　理学療法士等は、３月ごとに１回以上、地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等にて評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。※　個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえて作成することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。※　個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。※　機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。※　個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はない。 |
| 【密着・共生】18個別機能訓練加算費用別表2の2注13費用通知23の2(11) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、①及び②については、１日につき次の単位数を、③については、１月につき次の単位数を所定単位数に加算していますか。※　イとロは併算定不可※（Ⅱ）は（Ⅰ）に上乗せして算定 |
| ①個別機能訓練加算(Ⅰ)イ５６単位 | □いる□いない□非該当 |
| ②個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ７６単位 | □いる□いない□非該当 |
| ③個別機能訓練加算(Ⅱ)２０単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51の4号）】【個別機能訓練加算(Ⅰ)イ】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道 | □適合□不適合 |  |
| 整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を１名以上配置していること。 |
|  |
| **●配置した機能訓練指導員の氏名・資格**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ※　個別機能訓練加算は、専ら機能訓練を実施する理学療法士等を配置し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに心身の状態や居宅の環境等をふまえた個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能（身体機能を含む）の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すために設けられたものである。※　本加算の算定にあたっては、加算設置の趣旨を踏まえた個別機能訓練計画の作成及び個別機能訓練が実施されなければならない。※　個別機能訓練加算（Ⅰ）イを算定する際の人員配置専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置すること。この場合において、例えば１週間のうち特定の曜日だけ理学療法等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業所に周知されている必要がある。なお、事業所の看護職員が当該加算に係る理学療法士等の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、当該事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。※　通所介護事業所における管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定要件となっている専従の機能訓練指導員との兼務について、県では、以下の理由から認めていない（平成27年7月・県高齢者福祉課）ので、地域密着型通所介護事業所においても同様の取り扱いとする。なお、令和元年５月までに管理者と個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定要件となっている常勤の機能訓練指導員が兼務しているものとして当該加算の届出が受理された事業所については、令和元年１０月３１日までに管理者以外の常勤の機能訓練指導員を配置するか、当該機能訓練指導員以外の管理者を配置の上、管理者に係る変更届を提出すること。（理由）個別機能訓練加算（Ⅰ）については、サービス提供時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置が必要であり、管理者が当該機能訓練指導員の職務と兼務するとサービス提供時間中の利用申込みの対応、突発的な事故や苦情対応その他事業実施の一元的な管理ができなくなり、管理業務に支障があると考えられるため。 |
|  | ②機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、理学療法士等が計画的に機能訓練を行っていること。 | □適合□不適合 |  |
| 【個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成】※　個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。※　個別機能訓練目標の設定にあったては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ＡＤＬ、ＩＡＤＬ等の状況）を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。※　個別機能訓練項目の設定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲の向上に繋がるよう利用者を援助すること。※　個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができる。※　個別機能訓練計画に基づく個別機能訓練の実施が予定されていた場合でも、利用者の都合等により実際に個別機能訓練が実施されなかった場合は、個別機能訓練加算（Ⅰ）イ及び個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定することはできない。 |
| ③　個別機能訓練計画の作成及び実施においては、利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利 | □適合□不適合 |  |
| 用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の選択に基づき、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 |
| 【個別機能訓練の実施体制・実施回数】※　個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した５人程度以下の小集団（個別対応含む）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。※　訓練時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な１回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定すること。※　本加算に係る個別機能訓練は、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とし、生活機能の維持・向上を図るため、計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があり、概ね週１回以上実施することを目安とする。 |
| ④　機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成 | □適合□不適合 |  |
| すること。また、その後３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。 |
| 【個別機能訓練実施後の対応】※　個別機能訓練を開始した後は、個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況）等についての評価を行うほか、３月ごとに１回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ＡＤＬ，ＩＡＤＬ等の状況）の確認を行い、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。※　概ね３月ごとに１回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果（例えば当該利用者のＡＤＬ及びＩＡＤＬの改善状況）等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。※　利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |
|  |
| ⑤　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ①で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療 | □適合□不適合 |  |
| 法士等を地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて１名以上配置していること。 |
| ※個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する場合の人員配置（Ⅰ） イの専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を１名以上配置すること。この場合において、例えば１週間のうち特定の時間だけ、(Ⅰ)イの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法等を１名に加え、さらに(Ⅰ)ロの要件である専ら機能訓練を実施する理学療法士等を１名以上配置している場合は、その時間において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業所に周知されている必要がある。なお、当該事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。 |
| ②　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ②～⑤までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | □適合□不適合 |  |
| 【個別機能訓練加算(Ⅱ)】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　機能訓練訓練加算（Ⅰ）イ①～⑤又はロ①及び②の基準に適合すること。 | □適合□不適合 |  |
| **●配置した機能訓練指導員の氏名・資格** |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ②　利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を | □適合□不適合 |  |
| 活用していること。 |
| ※　厚生労働省への情報の提出については、「科学的介護情報システム」（以下「ＬＩＦＥ」という。）を用いて行う。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月１６日老老初０３１６第４号）を参照のこと。※　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練計画の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 |
| 【密着・共生】19ＡＤＬ維持等加算費用別表2の2注14費用通知23の2(12) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、利用者に対してサービスを提供した場合は、評価対象期間（加算を算定する年度の初日の属する年の前年の１月から１２月までの期間）の満了日の属する月の翌月から１２月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 |
| ①ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)３０単位 | □いる□いない□非該当 |
| ②ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)６０単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号16の2号）】**【ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)】**次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　評価対象者（当該事業所の利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）が６月を超える者をいう）の総数が | □適合□不適合 |  |
| １０人以上であること。 |
| ②　評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月（以下「評価対象利用開始月」という。）と、当該月の翌月から起算して６月目（６月目にサービスの利用がない場合につ | □適合□不適合 |  |
| いては当該サービスの利用があった最初の月）においてＡＤＬを評価し、その評価に基づく値（以下「ＡＤＬ値」）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。 |
| 　③　評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値を用いて一定の基準に | □適合□不適合 |  |
| 基づき算定した値（以下「ＡＤＬ利得」という。）の平均値が１以上であること。 |
| 【ＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　ＡＤＬ維持等加算(Ⅰ)の①及び②の基準に適合すること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　評価対象者のＡＤＬ利得の平均値が２以上であること。 | □適合□不適合 |  |
| 【ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）について】※ＡＤＬの評価は、一定の研修を受けた者により、BarthelIndex（注）を用いて行うものとする。 |
| 【ＡＤＬ維持等加算（Ⅲ）ついて】※　大臣基準告示16号の２イ⑵における厚生労働省へのＡＤＬ値の提出は、ＬＩＦＥを用いて行うこととする。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。【大臣基準告示95号16号の２イ⑵】　　 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてＡＤＬを評価しその評価に基づく値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省当該測定を提出していること。※　大臣基準告示16号の２イ⑶及びロ⑵におけるＡＤＬ利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したＡＤＬ値から、評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したＡＤＬ値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

|  |  |
| --- | --- |
| ＡＤＬ値が0以上25以下 | **1** |
| ＡＤＬ値が30以上50以下 | **1** |
| ＡＤＬ値が55以上75以下 | **2** |
| ＡＤＬ値が80以上100以下 | **3** |

【大臣基準告示95号16号の２イ⑶及びロ⑵】16号の２イ⑶　評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下「ADL利得」という。)の平均値が一以上であること。16号の２ロ⑵　評価対象者のADL利得の平均値が二以上であること。※　ＡＤＬ利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、ＡＤＬ利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）及び下位100分の10に相当する利用者（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を除く利用者（以下この⑿において「評価対象利用者」という。）とする。※　加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。※　令和６年度については、令和６年３月以前よりＡＤＬ維持等加算(Ⅱ)を算定している場合、ＡＤＬ利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。 |
| 【密着】20認知症加算費用別表2の2注15費用通知23の2(13) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする | □いる□いない□非該当 |  |
| 認知症の者」に対して地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、１日につき６０単位を所定単位数に加算していますか。 |
| ※共生型地域密着型通所介護費を算定している場合は、算定できない。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51の5号）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　人員基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で２以上確保していること。 | □適合□不適合 |  |
| ※　常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で２以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第２位以下を切り捨てる。（具体的な計算方法は、h27.4.1Q&A問25を参照） |
| ②　事業所における前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認 | □適合□不適合 |  |
| 知症の者」の占める割合が１００分の２０以上であること。 |
| ※　「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者を指すものとし、これらの者の割合は、前年度（３月を除く。）又は届出日の属する月の前３月の１月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含めない。（具体的な計算方法は、h27.4.1Q&A問31を参照）なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分が変更になった場合は、月末の要介護状態区分を用いて計算する。※　利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによる。①　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、前年度の実績による加算の届出はできない。②　前３月の実績により届出を行った事業所は、届出を行った月以降においても、直近３月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合は、毎月ごとに記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに市に届出を提出しなければならない。 |
| ③　地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介 | □適合□不適合 |  |
| 護に係る実践的な研修等を修了した者を１名以上配置していること。 |
| ※　認知症介護の指導に係る専門的な研修：認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修※　認知症介護に係る専門的な研修：認知症介護実践リーダー研修※　認知症介護に係る実践的な研修：認知症介護実践者研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について(平成18年3月31日老発0331010号厚生労働省老健局長通知)」・「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について(平成18年3月31日老計発0331007号厚生労働省計画課長通知)」参照）※　認知症看護に係る適切な研修①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る。）（令和３年度介護報酬改定Q&A(Vol.4)問29） |
| ※「認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。※　認知症加算は、「認知症高齢者の日常生活自立度」のランクⅢ、Ⅳ又はＭに該当する者に対して算定することができる。また、中重度者ケア体制加算の算定要件も満たす場合は、認知症加算の算定とともに、中重度者ケア体制加算も算定できる。※　認知症加算を算定している事業所にあっては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成することとする。利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するケアを行うなどの目標を地域密着型通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、地域密着型通所介護の提供を行うことが必要である。 |
| 【密着・共生・相当・A】21若年性認知症利用者受入加算費用別表2の2注16費用通知23の2(14) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た事業所において、若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）に対してサ | □いる□いない□非該当 |  |
| ービスを提供した場合は、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき６０単位（【相当・A】１月につき２４０単位）を所定単位数に加算していますか。 |
| ※認知症加算を算定している場合は、算定できない。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号18号）】 |
| 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 | □適合□不適合 |  |
| ※　受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、そのものを中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 |
| 【密着・共生・相当・A】22栄養アセスメント加算費用別表2の2注17費用通知23の2(15) | 下記の①～④のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状 | □いる□いない□非該当 |  |
| 態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、１月につき５０単位を所定単位数に加算していますか。 |
| ※　栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。※【相当・Ａ】当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。※　ただし、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 |
| 【次に掲げる基準のいずれにも適合すること】 |
| ①　当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関、介護保険施設又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 | □いる□いない |  |
| ※　他の介護事業所:栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。※　介護保険施設：栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。※　栄養ケア・ステーション：公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置し、運営するものに限る。 |
| ②　利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はそ | □いる□いない |  |
| の家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 |
| ③　利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているこ | □いる□いない |  |
| と。 |
| ④　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □いる□いない |  |
| 【栄養アセスメントの実施の手順】３月に１回以上、下記の①～④の手順により行うこと。あわせて、利用者の体重は、１月毎に測定すること。 |
| ①　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食 | □適合□不適合 |  |
| 形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 |
| ③　①及び②の結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養 | □適合□不適合 |  |
| 食事相談、情報提供等を行うこと。 |
| ④　低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加 | □適合□不適合 |  |
| 算に係る栄養改善サービスの提供を検討するよう依頼すること。 |
| ※　栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行う。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。※　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定(Plan)、当該決定に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 |
| 【密着・共生・相当・A】23栄養改善加算費用別表2の2注18費用通知23の2(16) | 下記の①～⑤のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的 | □いる□いない□非該当 |  |
| として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき（【相当・A】１月につき）２００単位を所定単位数に加算していますか。 |
| ※　栄養改善サービスの開始から３月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 |
|  | 【次に掲げる基準のいずれにも適合すること。】 |
| ①　当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関、介護保険施設又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。 | □適合□不適合 |  |
| ※　介護事業所：栄養改善加算の対象事業所に限る。※　介護保険施設：栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。※　栄養ケア・ステーション：公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置し、運営するものに限る。 |
| ②　利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも | □適合□不適合 |  |
| 配慮した栄養ケア計画を作成していること。 |
| ③　利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録し | □適合□不適合 |  |
| ていること。 |
| ④　利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑤　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
|  | 【栄養改善加算を算定できる利用者】 |
| 次の①～⑤のいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。 | □適合□不適合 |  |
| ①　ＢＭＩが１８．５未満である者②　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「１」に該当する者③　血清アルブミン値が３.５g／dl以下である者④　食事摂取量が不良（７５％以下）である者⑤　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者※　なお、次のような問題を有する者については、上記①～⑤のいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認すること。・口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・生活機能の低下の問題・褥瘡に関する問題・食欲の低下の問題・閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「１」に該当する者などを含む。）・うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、２項目以上「１」に該当する者などを含む。） |
| 【栄養改善サービスの提供の手順】 |
| ①　利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」 | □適合□不適合 |  |
| という。）を行うこと。 |
| ③　管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対 | □適合□不適合 |  |
|  | し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。 |
| ※　栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる。 |
|  | ④　作成した栄養ケア計画について、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。 | □適合□不適合 |  |
|  | ⑤　栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。 | □適合□不適合 |  |
|  | ⑥　栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑦　栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用 | □適合□不適合 |  |
| 者の居宅を訪問し、居宅での食事状況、食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 |
| ⑧　利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行うこと。 | □適合□不適合 |  |
| ⑨　⑧の評価の結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑩　⑧の評価の結果、栄養改善加算を算定できる利用者の要件のいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期 | □適合□不適合 |  |
| 待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供すること。 |
| ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はない。■　「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発0331009号）を参照のこと。【相当・A】※　栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスをおおむね３月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。 |
| 【共通】24口腔・栄養スクリーニング加算費用別表2の2注19費用通知23の2(17) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所の従業者が、利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行っ | □いる□いない□非該当 |  |
| た場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 |
| ①口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）２０単位 | □いる□いない□非該当 |
| ②口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）５単位 | □いる□いない□非該当 |
| ※当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号第51の6号)】【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているお | □適合□不適合 |  |
| それのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 |
| ②　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改 | □適合□不適合 |  |
| 善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 |
| ③　算定日が属する月が次のいずれにも該当しないこと。ａ　栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けて | □適合□不適合 |  |
| いる間である若しくは栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。ｂ　当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 |
| ④　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）】※口腔の健康状態について確認・情報提供している場合次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているお | □適合□不適合□非該当 |  |
| それのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと | □適合□不適合 |  |
| ③　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サー | □適合□不適合 |  |
| ビスが終了した日の属する月であること。 |
| ④　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能サービスが終了した日の属する月ではないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）】※栄養状態について確認・情報提供している場合次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支 | □適合□不適合 |  |
| 援専門員に提供していること。 |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| ③　算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが | □適合□不適合 |  |
| 終了した日の属する月ではないこと。 |
| ④　算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能サービスが終了した日の属する月であること。 | □適合□不適合 |  |
| ※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニングという。」及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、口腔スクリーニング加算（Ⅱ）については、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い算定することができる。※　口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣）を参照されたい。①　口腔スクリーニングａ　硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者ｂ　入れ歯を使っている者ｃ　むせやすい者②　栄養スクリーニングａ　ＢＭＩが１８．５未満である者ｂ　１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「１」に該当する者ｃ　血清アルブミン値が３．５g/dl以下である者 |
| ｄ　食事摂取量が不良（７５％以下）である者※　口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。※　口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。■「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発0331009号）を参照のこと。 |
| 【密着・共生・相当・A】25口腔機能向上加算費用別表2の2注20費用通知23の2(18) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を | □いる□いない□非該当 |  |
| 目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、３月以内の期間に限り１月に２回を限度として１回につき（【相当・A】１月につき）次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 |
| ①　口腔機能向上加算（Ⅰ）１５０単位 | □いる□いない□非該当 |
| ②　口腔機能向上加算（Ⅱ）１６０単位 | □いる□いない□非該当 |
| ※　口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51の7号）】【口腔機能向上加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置していること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職 | □適合□不適合 |  |
| 種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 |
| ③　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行 | □適合□不適合 |  |
| っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 |
| ④　利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑤　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【口腔機能向上加算（Ⅱ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　口腔機能向上連携加算（Ⅰ）の①～⑤までの基準のいずれにも適合すること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　利用者ごとの口腔機能改善監視指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効 | □適合□不適合 |  |
| な実施のために必要な情報を活用していること。 |
| 【口腔機能向上加算を算定できる利用者】 |
| 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次の①～③までのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。 | □適合□不適合 |  |
| ①　認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する者②　基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の３項目のうち、２項目以上が｢１｣に該当する者③　その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 |
| ※　利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じること。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できない。 |
| 【口腔機能向上サービスの提供の手順】 |
| ①　利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員　が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行っていること。 | □適合□不適合 |  |
| ③　言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。 | □適合□不適合 |  |
| ※　口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができる。 |
| ④　作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑤　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上さービスを提供すること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑥　口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑦　利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行うこと。 | □適合□不適合 |  |
| ⑧　⑦の評価の結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑨　⑦の評価の結果、次のいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の | □適合□不適合 |  |
| 効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。・口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事接取等の口腔機能の低下が認められる状態の者・口腔機能向上サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 |
| ※　サービスの提供の記録において、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はない。※　口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知（｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣）を参照されたい。■「口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発0331008号）」を参照のこと。【相当・A】※　口腔機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。 |
| なお、要支援者に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスをおおむね３月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。※　厚生労働省への情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行う。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。※　サービスの質の向上を図るため、ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状況に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善(Action)の一連のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 |
| 【密着・共生・相当・A】26科学的介護推進体制加算費用別表2の2注24費用通知23の2(19) | 下記の①～②のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、１月に４０単位を | □いる□いない□非該当 |  |
| 所定単位数に加算していますか。 |
| ①　利用者ごとのＡＤＬ値（ＡＤＬの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の | □適合□不適合 |  |
| 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 |
| ②　必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、地域密着型通所介護の提供に当たって、①に規定する情報そ | □適合□不適合 |  |
| の他、地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 |
| ※　科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記の要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものである。※　情報の提出については、ＬＩＦＥを用いて行う。ＬＩＦＥへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。※　事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル（ＰＤＣＡサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。①　利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する(Plan)。②　サービス提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)。③　ＬＩＦＥへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う(Check)。④　検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める(Action)。 |
| 【共通】27同一建物に居住する利用者等の取扱い費用別表2の2注**28**費用通知23の2(22) | 事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、サービスを提供した場合は、１日につき９４単位（【相当】１月につき通所型サービス費Ⅰ又 | □いる□いない□非該当 |  |
| はⅡを算定している場合は３７６単位、通所型サービス費Ⅲを算定している場合は７５２単位、【A】１月につき通所型サービス費Ⅰａ又はⅡａを算定している場合は３７６単位、通所型サービス費Ⅱｂを算定している場合は７５２単位）を所定単位数から減算していますか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。 |
| ※　「同一建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものである。具体的には、当該建物の１階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当する。※　傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合）である者に対し、２人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該地域密着型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られる。ただし、この場合、２人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について地域密着型通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。 |
| 【密着・共生・療養】28送迎を行わない場合費用別表2の2注25費用通知23の2(23) | 利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　利用者が自ら事業所に通う場合、利用者の家族等が事業所への送迎を行う場合など、当該事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者にサービスを行った場合の減算の対象となっている場合には、本減算の対象とはならない。 |
| 【共通】29サービス提供体制強化加算費用別表2の2二注費用通知23の2(27) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型通所事業所が、利用者に対し地域密着型通所介護又は療養通所介護を行った場合は、次の区分に従い、イについては１回につき（【相当・A】１月につき）、ロのついては１月につき、ハについては１日につき次の所定単位数を加算していますか。※(Ⅰ)、(Ⅱ)、（Ⅲ）、(Ⅲ)イ、（Ⅲ）ロ、ハを算定している(Ⅲ)イ、ハを算定している（Ⅲ）ロ、併算定不可 |
| ①　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）１回につき２２単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【相当】１月につき要支援１・事業対象者（通所型サービスⅠ算定）８８単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡ算定）８８単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅢ算定）１７６単位【Ａ】　１月につき要支援１・事業対象者（通所型サービスⅠａ算定）８８単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡａ算定）８８単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡｂ算定）１７６単位 |
| ②サービス提供体制強化加算（Ⅱ）１回につき１８単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【相当】１月につき要支援１・事業対象者（通所型サービスⅠ算定）７２単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡ算定）７２単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅢ算定）１４４単位【Ａ】　１月につき要支援１・事業対象者（通所型サービスⅠａ算定）７２単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡａ算定）７２単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡｂ算定）１４４単位 |
| ③サービス提供体制強化加算（Ⅲ）１回につき６単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【相当】１月につき要支援１・事業対象者（通所型サービスⅠ算定）２４単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡ算定）２４単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅢ算定）４８単位【Ａ】　１月につき要支援１・事業対象者（通所型サービスⅠａ算定）２４単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡａ算定）２４単位要支援２・事業対象者（通所型サービスⅡｂ算定）４８単位 |
| 【療養】④サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ１月につき４８単位 | □いる□いない□非該当 |
| ⑤サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ１月につき２４単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【短期利用療養通所介護】⑥サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ１日につき１２単位 | □いる□いない□非該当 |
| ⑦サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ１日につき　６単位 | □いる□いない□非該当 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51の8号）】【サービス提供体制強化加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　次のいずれかに適合すること。ａ　事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上であること。 | □適合□不適合 |  |
| ｂ　事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上であること。 |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【サービス提供体制強化加算（Ⅱ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の５０以上であること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　次のいずれかに適合すること。ａ　事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上であること。 | □適合□不適合 |  |
| ｂ　地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。 |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数３年以上の者の占める割合が１００分の３０以上であること。 | □適合□不適合 |  |
| ②　定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | □適合□不適合 |  |
| 【通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合の職員の割合の算出方法】※　サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算方法により介護福祉士が50％以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、・通所型サービスＡの職員は含めず、・従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員は含めて、職員の割合を算出する。（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのＱ＆Ａ平成27年8月19日版問10厚生労働省） |
| ※　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く）の平均を用いる。※　前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。（したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者は、４月目以降届出が可能となるものである。）この場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合は、毎月記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算等が算定されなくなる旨の届出を提出しなければならない。※　「介護福祉士」は、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。※　「勤続年数」とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。※　「地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員」とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。 |
| 【密着・共生・療養・相当】30介護職員処遇改善加算費用別表2の2ホ注費用通知23の2(28) | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを提供した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。※（Ⅰ）～（Ⅳ）は併算定不可 |
| ①　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | □いる□いない□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の９２に相当する単位数 |
| ②　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | □いる□いない□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の９０に相当する単位数 |
| ③　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | □いる□いない□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の８０に相当する単位数 |
| ④　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） | □いる□いない□非該当 |
| 基本となる単位に各種加算・減算に係る加減算の計算を行って算定した単位数合計の１０００分の６４に相当する単位数 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号第60号）】【介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）】次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| ①　介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ賃金改善に要する費用 | □適合□不適合 | 諮問書P785ｐ797参考22-2 |
| の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ａ　当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てられるものであること。ｂ　当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 |
| ②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所 | □適合□不適合 |  |  |
| の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。 |
| ③　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継 | □適合□不適合 |  |
| 続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。 |
| ④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑤　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 | □適合□不適合 |  |
| ⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 | □適合□不適合 |  |  |
| ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の | □適合□不適合 |  |
| 要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。ｃ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｄ　ｃについて、全ての職員に周知していること。ｅ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。ｆ　ｅについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |
| ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員 | □適合□不適合 |  |
| の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |
| ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | □適合□不適合 |  |
| ⑩　地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ている | □適合□不適合 |  |
| こと。 |
| 【介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）】介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）①～⑨に掲げる基準のい | □適合□不適合 |  |
| ずれにも適合すること。 |
| 【介護職員等処遇改善加算（Ⅲ】介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）①ａ及び②～⑧に掲げる | □適合□不適合 |  |
| 基準のいずれにも適合すること。 |
| 【介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）①ａ、②～⑥、⑦ａ～ｄ | □適合□不適合 |  |
| 及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| **※****一本化施行前の令和６年５月３１日時点で介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職職員等ベースアップ等支援加算（これらを併せて「旧３加算」という。）の全部又は一部を算定している場合には、旧３加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和６年度末までの間、それぞれ新加算Ⅴ(1)～(14)を算定できることとする。（Ⅴ(1)～(14)の記載は省略）**■介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。 |

【療養】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1基本的事項費用通知23の2(26) | 【利用者】　療養通所介護の利用者は、在宅において生活しており、当該 | □いる□いない |  |
| サービスを提供するに当たり常時看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺等を有する重度者又はがん末期の方が利用していますか。 |
| 【サービス提供】1)療養通所介護においては、利用者が当該療養通所介護を利用 | □いる□いない |  |
| することになっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認していますか。 |
| 2)利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでをも含めて一連のサービスとしていますか。 | □いる□いない |  |
| 3)療養通所介護の提供に当たっては、利用者の状態に即した適切な計画を作成するとともに、利用者の在宅生活を支援する観 | □いる□いない |  |
| 点から、他職種協働により、医療や訪問看護サービス等の様々なサービスが提供されている中で、主治の医師や訪問看護事業者等と密接な連携を図りつつ、計画的なサービス提供を行っていますか。 |
| ※　看護職員は介護職員と連携し、長時間・定期的に当該事業所を利用している者については、初回のサービス利用時間を除き、ＩＣＴを活用し、通所できる状態であることの確認及び居宅に戻った時の状態の安定等を確認することができる。具体的には、当該事業所を利用している者であって、主治の医師や当該事業所の看護師が、ＩＣＴを活用した状態確認でも支障がないと判断し、当該活用による状態確認を行うことに係る利用者又は家族の同意が得られているものを対象にできること。 |
| 2療養通所介護費費用別表2の2注2注3注23費用通知23の2(26) | 1)　下記の厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、 | □いる□いない□非該当 |  |
| 利用者（下記の厚生労働大臣が定める者に限る。）について、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。・療養通所介護費（１月につき）１２，７８５単位 |
| ※療養通所介護費は、当該事業所へ登録した者について、登録している期間１月につき所定単位数を算定する。※月途中でから登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間（登録日から当該月の末日まで又は登録月の初日から登録終了日まで）に対応した単位数を算定することとする。※これらの算定の基礎となる「登録日」とは、利用者が事業者と契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に利用した日とする。また、「登録終了日」とは、利用者が事業者との間の利用契約を終了した日とする。※利用者が１の事業所において、療養通所介護を受けている間は、当該事業所以外の療養通所事業所が療養通所介護を行った場合、療養通所介護費は算定しない。 |
| 2)　入浴介助を行ってない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※事業所内に入浴設備がない場合など事業所の都合によって入浴介助を実施しない場合は減算の対象となる。※療養通所介護計画、入浴介助の提供が位置づけられている場合に、利用者の事情により、療養通所介護費を算定する月に入浴介助を１度も実施しなかった場合も減算の対象となる。ただし、利用者の心身の状況や希望により、清拭又は部分浴を実施した場合はこの限りではない。 |
| 3)療養通所介護の算定月における提供回数について、利用者１人当たり平均回数が、月５回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※「利用者１人当たり平均回数」は、暦月ごとにサービス提供回数の合計数を、利用者数で除することによって算定する。※利用者が月の途中で、利用を開始する、終了する又は入院する場合にあっては、当該利用者を「利用者1人当たり平均回数」の算定に含めない。※市は、サービス提供回数が過少である状態が継続する場合には事業所に対して適切なサービスの提供を指導するものとする。 |
| 【厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示96号27の2号ロ）】 |
| ①指定療養通所介護事業所であること。 | □適合□不適合 |  |
| ②人員基準に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。 | □適合□不適合 |  |
| 【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示94号35の2号）】 |
| 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの | □適合□不適合 |  |
| 3短期利用療養通所介護費費用別表2の2ハ注 | 1)　短期利用療養通所介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式によ | □いる□いない□非該当 |  |
| る届出を行った指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定していますか。・短期利用療養通所介護費（１日につき）１，３３５単位 |
| ※　短期利用療養通所介護費については、大臣基準告示51号の３の２に規定する基準を満たす指定療養通所介護事業所において算定できるものである。※　登録者の利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、利用定員の範囲内であること。【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51号の3の2）】51号の3の2短期利用療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の基準次に掲げる基準のいずれにも適合することイ　利用者の状態や利用者の家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であることロ　利用の開始に当たってあらかじめ七日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は十四日以内）の利用期間を定めることハ　指定地域密着型サービス基準第四十条に定める従業者の員数を置いていることニ　当該指定療養通所介護事業所が療養通所介護費の注６を算定していないこと |
| ４重度者ケア体制加算費用別表2の2注25 | 1）療養通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届 | □いる□いない□非該当 |  |
| 出を行った指定地域密着型通所介護事業所が、重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、重度者ケア体制加算として、１月につき150単位を所定単位数に加算していますか。 |
| 【厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示95号51号の8の2】】51号の8の2療養通所介護費における重度者ケア体制加算の基準次のいずれにも適合することイ　指定地域密着型サービス基準40条第二項に規定する看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上確保していること。ロ　指定療養通所介護従業者のうち、保健師助産師看護師法（昭和23年法律203号）37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を1以上確保していることハ　指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けかつ、一体的に事業を実施していること。※　イ　重度者ケア体制加算は、暦月ごとに、指定地域密着型サービス基準40条第２項に規定する看護職員の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で３以上確保する必要がある。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で３以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第２位以下を切り捨てるものとする。ロ　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）37条の２第２項５号に規定する指定研修機関において行われる研修等を修了した看護師を１以上確保していれば加算の要件を満たすこととする。ハ　指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、加算の要件を満たさないものとする。ニ　重度者ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができる。 |

【療養】上記のほか、以下の共通の点検項目で点検漏れがないか、再確認してください。

・p33「2サービス種類相互の算定関係」

・p37「9定員超過減算・人員基準欠如減算」

・p52「24口腔・栄養スクリーニング加算」

・p56「27同一建物に居住する利用者等の取扱い」

・p56「28送迎を行わない場合」

・p56「29サービス提供体制強化加算」

・p58「30介護職員処遇改善加算」

【相当・A】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1生活機能向上グループ活動加算 | 　　下記①～③のいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施され | □いる□いない□非該当 |  |
| る日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、１月につき１００単位を加算していますか。 |
| ※　 同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定できない。 |
| 【基準】①生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。 | □適合□不適合 |  |
| ※機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含む。 |
| ②通所型サービス計画の作成及び実施において、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ | □適合□不適合 |  |
| 活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 |
| ③利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを１週につき１回以上行っていること。 | □適合□不適合 |  |
| 【算定要件】①生活機能向上グループ活動の準備1)利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。 |  |
| □適合□不適合 |  |
| （活動項目の例）・家事関連活動衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等・通信・記録関連活動：機器操作(携帯電話操作、パソコン操作等)、記録作成（家計簿、日記、健康ノート等） |
| 2)一のグループの人数は、６人以下とすること。 | □適合□不適合 |  |
| ②利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次の1)～4)に掲げる手順により行うものとする。 |
| 1）当該利用者について、次の事項を把握すること。A　要支援状態に至った理由と経緯 | □適合□不適合 |  |
| B　要支援状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容C　要支援状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったことD　現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容E　近隣との交流の状況等把握に当たっては、当該利用者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るよう努めること。 |
| 2)　1)について把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。 | □適合□不適合 |  |
| 到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するために概ね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標は、当該利用者の介護予防・生活支援サービス計画等と整合性のとれた内容とすること。 |
| 3)　介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。 | □適合□不適合 |  |
| 当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 4)　生活機能向上グループ活動を次のとおり実施すること。・　実施時間利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切 | □適合□不適合 |  |
| な時間・　実施頻度１週につき１回以上・　実施期間おおむね３月以内介護職員等は、上記について、当該利用者に説明し、同意を得ること。 |
| 5)　1)～4)の手順により得られた結果は、計画に記録すること。 | □適合□不適合 |  |
| ③　生活機能向上グループ活動の実施方法 |
| 1)　介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。 | □適合□不適合 |  |
| 　2)　生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて１人以上 | □適合□不適合 |  |
| の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。 |
| 3)　介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。 | □適合□不適合 |  |
| 　4)　利用者の短期目標に応じて、おおむね１月ごとに、利用者　　　　　　の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動にお | □適合□不適合 |  |
| ける当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。 |
| 5　)実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②1)c～eの状況等について確認すること。 | □適合□不適合 |  |
| その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者に報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。 |
| ※　生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できない。 |
| ２一体的サービス提供加算 | 下記の厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき所定単位数を所定単位数に加算していますか。 |
| ・一体的サービス提供加算４８０単位 | □いる□いない□非該当 |
| ※栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定できない。 |

注）以下の加算は、省略している。

「中山間地域等居住者サービス提供加算」

|  |
| --- |
| 第７その他 |
| 【共通】1変更の届出法78条の5施行規則131条の13平成30年10月1日規則の一部改正 | 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、１０日以内にその旨を市に届け出ていますか。 | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　届出が必要な変更事項①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要⑤事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所⑥運営規程※　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市に届け出ること。※　運営規定の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、その変更の届出は１年のうちの一定の時期に行うことで足りる。仮に１年の間に２回以上、従業者の日々の変動などがあったとしても、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る運営規定の変更の届出は年１回ということになる。（平成27年3月2日・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料） |
| 【密着・共生・療養】2介護サービス情報の公表法115条の35第1項施行規則140条の44 | 毎年、埼玉県指定情報公表センターに基本情報と運営情報を報告（更新）し、介護サービスの情報を公表していますか。（※原則として、前年度の介護報酬金額（利用者負担を含む）が100万円を超える事業者が対象） | □いる□いない□非該当 |  |
| ※　原則として、全ての介護サービス事業者は、利用者が事業者を比較・検討して、適切に介護サービスを選択できるように、提供する介護サービスの内容及び運営状況を公表することが義務付けられている。※　既存の事業者で、前年度の介護報酬金額（利用者負担を含む）が100万円以下の事業者は対象外（希望すれば対象となる）となるが、新規の事業者は対象。※　報告（更新）後、「介護サービス情報公表システム」に情報が掲載され、閲覧が可能となる。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【密着・共生・療養】3法令遵守等の業務管理体制整備 | 1)業務管理体制の整備に関する事項を、関係行政機関（以下の※の届出先）に届け出ていますか。 | □いる□いない |  |
| （届出年月日）（届出先）※届出先

|  |  |
| --- | --- |
| ①指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| ②指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 主たる事務所の所在地の都道府県知事 |
| ③指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者 | 指定都市の長 |
| ④地域密着型サービス（予防を含む）のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者 | ③を除く市町村長 |
| ⑤①から④以外の事業者 | 都道府県知事 |

【業務管理体制整備の趣旨】事業者（運営法人）による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者（運営法人）に対し、業務管理体制の整備が義務付けられている。 |
| 【介護保険法の規定】（第78条の4第8項）指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（第115条の14第8項）指定地域密着型介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。（第115条の32第1項）・・・指定地域密着型サービス事業者、・・指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・は、・・・第78条の4第8項、・・・第115条の14第8項・・・に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準（注：以下の業務管理体制整備の内容）に従い、業務管理体制を整備しなければならない。【業務管理体制整備の内容】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所の数が２０未満の事業者 | 法令遵守責任者の選任 |  |  |
| 事業所の数が２０以上１００未満の事業者 | 法令遵守規程の整備 |  |
| 事業所の数が１００以上の事業者 | 法令遵守に係る定期的な業務執行状況監査の実施 |

※　同一の事業所が、訪問看護事業所と介護予防訪問看護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は２として数える。【業務管理体制の確認検査】上記の業務管理体制整備に関する届出を受けた厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村長は、法第115条の33の規定に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に一般検査を実施している。また、指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、当該事業所の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。 |